

◆ 第9回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会 ◆

《 会 議 録 》

主催：石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

会場：浜益村交流センターきらり

日時：平成16年2月27日(金) 13:00～16:00

第9回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議録

開催日時：平成16年2月27日(金) 13:00～16:00

開催場所：浜益村交流センターきらり

【出席委員】(敬称略)

会長 田岡 克介
副会長 牧野 健一 木村 康美

委員

福沢 和夫	工藤 榮一	加納 洋明	高田 静夫	中野 文能
堀 弘子	熊倉 正博	長原 徳治	池端 英昭	河合 英治
河合 雅雄	田村 嘉瑞	阿部 政二	成田 一夫	神田 一昭
岸本 正吉	羽立 福光	越智 正男	酒井 敏一	山根 利子
村重 節子	佐藤 豊治	小林 義行	浅井 秀樹	小池 弓夫
坪田 清美	藤原 市子	伊藤 一治	沢田 富男	鈴木日出男
桐山 和郎	後藤 崇	中村 東伍	大山 弘行	石橋 千春
岸本 アイ	佐藤 克廣	田中 宣律		

監査委員

土門 隆一 北嶋 富作

【欠席委員】(敬称略)

神崎 征治 佐々木友治 飯尾亜紀仁 相原 一男

【幹事会】

青野 誠	谷本 邁	大原 嘉弘	四宮 克	河地 良一
村中 誠治	野 昭夫	岡林 位和	秋村 一郎	加藤 美幸
赤間 聖司	佐々木隆哉			

【行財政専門部会】

斉藤 隆	関 雄司	川端 章義	吉田 宏和	中川 洋二
宮田 勉				

【住民福祉専門部会】

吉田 保雄	加藤 光治	相澤 幸一	吉田 英洋	藤田 隆
伊藤 清	熊谷 隆介	向井 邦弘		

【教育文化専門部会】

川又 和雄 児玉 利英 新井 春生 矢藤 良雄 小林 薫
坂本 汎

【事務局】

工藤 泰雄 清水 敬二 松儀 倫也 佐々木大樹 中村 裕一
富木 則善 江部 靖 田中 匡

【傍聴者数】

23名

議事日程

1	開 会	4 頁
2	会長挨拶	4 頁
3	文案修正	5 頁
	社会福祉関係	5 頁
4	協議事項	6 頁
	協議第 1 号 地方税の取扱い	6 頁
	協議第 2 号 税関係	6 頁
	協議第 3 号 行政庶務関係	7 頁
	協議第 4 号 行政連絡機構の取扱い	9 頁
	協議第 5 号 市民活動関係	10 頁
	協議第 6 号 児童母子福祉関係	29 頁
	協議第 7 号 ごみ対策関係	35 頁
	協議第 8 号 給食センター、図書館、公民館関係	35 頁
5	閉 会	35 頁
	(1) 第 10 回会議の開催日時等について	35 頁

1. 開 会

工藤事務局長：事務局の工藤です。

それでは、ただいまより第9回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会を開催させていただきます。

本日の日程は、配付の会議次第のとおりでございます。

2. 会長挨拶

工藤事務局長：初めに、合併協議会会長の田岡克介石狩市長よりご挨拶を申し上げます。

田岡会長：皆さんにおかれましては、大変悪天候の中、しかも時節柄何かとお忙しいところをご参加をいただきましてありがとうございます。

今日は、数えて第9回目の法定協議会になったわけですが、ここ一月の国内とか道内とかさまざまな自治体に対する環境が、予算編成というものを通しながら少しずつさまざまな概況というのが見えてまいりました。特に三位一体改革は、具体的なその内容について、新年度予算案の中で具体的な数字を出すと言っていた三位一体改革が、まさに交付税、臨時財政対策債を含めて12%に達するカットという、私どもにとって、いわゆる1次式で計算した段階の将来シミュレーションを、相当上回る、より厳しい数字が出てきたことを考えますと、これまで事務調整を含めて当協議会が行ってきましたさまざまな調整などについても、委員の中からも既にご指摘がありましたように、私たちが今議論して調整している中身が、本当に合併する姿として財政的な裏づけの検証というのが持てるのかという問題に表裏一体でかかわるような、非常に劣悪な財政環境に陥っております。

これを、合併を促進する国の外堀を埋める議論なのか、いや、国の財政再建なので素直に見るかという議論はさておきましても、実際石狩市においてプラスマイナス約4億円、厚田村・浜益村においても1億円をはるかに上回るこの現実を見たときに、新市将来像という構想計画をつくるに当たっても、従来の発想と違いますか、物の考え方が、より市民サービスを高く、よりインフラ整備を厚く、そしてより高きまちづくりという、豊かさというものは何であるかということ、どうしても現実にとらえていく問題があります。

一方で社会保障制度という問題に、ある種の妥協は許されない部門もあるということを考えますと、これからの議論というのは、具体的にその事業にどういった経費がかかって、どういうなりわいになって、財政の中でどういうポジションになるかという議論まではなかなか踏み込めないのですが、場合によっては大変大きな問題を持っている事業もございますので、財政とのかかわり論も避けて通れない。それから、物事の一般的な考え方の中でも、従来行ってきた各自治体の手法がそのまま継承できるかという問題も含めて、大いにここ1カ月の動きというのは環境を変えてきているのではないかということ、私自身も感じております。ぜひ委員の方にもその辺をご理解していただければなと思っております。

また、つい一両日に入手したのですが、いよいよ地域自治組織なる政府原案がかいま見えてまいりました。あと数日で一斉に外へ出ると思いますが、少なくとも私たちが思っていた地域自治組織と、いささか違うかなというところもなきにしもあらずです。これらも出ましたら、次回協議会あたりに、佐藤克廣委員の日程調整がつくならば、この辺あたりも専門家のご説明が必要ではないかなと思っております。

それから、今日でしたか、昨日でしたか、新法に基づく合併算定替の話が出ておりました。新聞を読んで、合併の期限が17年3月31日から延びたのだと読んだ方が大変多かったようですが、決してそういうことではない。ですから、当協議会は平成17年3月31日までに合併するとした場合の前提で今後も議論を続けていきたいと思っております。

また、他自治体においてさまざまな現象が起きております。いよいよ熟してきたといいますが、1つの結論を見出す産みの苦しみの段階で、残された時間の中でそれぞれの自治体が決断をしなくてはならないという状況になってきたと思います。私どもは最初に、この協議会は雪の解けるころまでには仕上げ、夏に議論をしていきたいとしておりましたが、おおむね2カ月以上遅れているという状況にあります。また、厚田村長選挙という、政治スケジュールも入っておりますので、これから見ると相当タイトなスケジュールになりますが、事務局も精力的にまとめていきたいと思っておりますので、多少提案の仕方を、逐条的な問題より同質的な問題のくくりをさせていただきました。ですから、地域自治の町内会等の問題とか集会所の問題とか、それから連合町内会が自治体とどういう契約関係にあるかなどを含めて、1件1件やらないで、提案は当然約束事ですから1件ですが、同質の問題をできるだけまとめて提案をさせて、議事の進行、そして本質論を同時に行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ですが、昨今の情勢を含めまして今後の運営の仕方についてお話をさせていただきました。本当にありがとうございました。

工藤事務局長：それでは、これから会議を始めるわけでございますが、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要になっておりますが、正副会長を含めまして41名の出席をいただいております。定数を超えておりますので、会議は成立いたします。

また、規約第10条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの進行は会長にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

3. 文案修正

田岡会長：それでは初めに、前回の当協議会で各種事務事業の取扱い、社会福祉関係については、協議調書の内容を明確にすることとして、案件は確認されておりますが、修正した内容について、まず事務局から説明をさせていただきます。

事務局（江部）：合併協議会事務局の江部です。

前回の協議会の結果、案件の内容については確認されておりますが、修正することとなっております社会福祉関係についてご説明いたします。

議案の1ページの社会福祉関係ですが、修正した箇所を個表から説明いたします。3ページになります。

1. 関係団体（公共的団体等）の項目で、社会福祉協議会の具体の取扱いを明確に記入すべきとのご意見がありましたので、再度、項目全体の見直しを行い、欄の区分と具体の取扱いについて整理をいたしました。

献血推進協議会につきましては、「統合・再編等を働きかける」という表現から「統合を働きかける」という表現に改めました。

社会福祉協議会につきましては、社会福祉法により統合が義務づけられていることから、「統合・再編等を働きかける」という表現から「統合することとなる」という表現に改めました。

日本赤十字社の各地区につきましても、日本赤十字社の組織規程から「統合することとなる」ということが確認されましたので、社会福祉協議会の部分とあわせて修正しております。

2ページに戻りまして、総括表に関する部分ですが、1. 関係団体（公共的団体等）の具体の取扱いについては、「献血推進協議会については、新市の一体性の確保のため統合を働きかけるものとする。社会福祉協議会及び日本赤十字社の各地区については、社会福祉法または日本赤十字社の組織規程により統合することとなる」といたしました。

なお、調整の内容については変更ありません。

以上、修正に伴うご説明といたします。

田岡会長：ただいま前回のご指摘に合わせまして、献血関係は「統合を働きかける」に、日本赤十字関係は法令等により「統合することになる」と表現をさせていただきました。

4．協議事項

田岡会長：では、本日の協議に入りたいと思いますが、協議第1号 地方税の取扱いについて協議を行いたいと思います。

事務局から説明を願います。

事務局（江部）：協議第1号、協議項目8、地方税の取扱いについてご説明いたします。

主な内容を7ページからの個表で説明いたします。

1．賦課制度であります。鉱産税につきましては、石狩市及び厚田村で近年の実績はありませんが、法定普通税であることから、新市においても定める必要があり、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

入湯税につきましては、新市においても入湯税の使い道となっている環境衛生施設や観光施設の整備などに要する費用に充てる必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

都市計画税につきましても、新市においても都市計画税の使い道となっている都市計画事業や土地区画整理事業等に要する費用に充てる必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

市（村）民税及び固定資産税の納期につきましては、納税者の便宜を図り4期にすることとし、納付書の送付時期の都合上、合併した年の翌年度から石狩市に合わせるものとします。

2．普通税賦課事務につきましては、市（村）民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税、特別土地保有税は、地方税法及び条例に基づく事務であり、3市村の事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

3．目的税賦課事務につきましては、入湯税については石狩市及び厚田村において、都市計画税については石狩市において条例で定めており、今後も引き続き課税する必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

これらのことから、6ページに戻りまして、調整の内容は、「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、市民税及び固定資産税の納期については、合併した年の翌年度から合わせるものとする。」としております。

以上、協議第1号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：協議第1号の内容でご質問等ございますでしょうか。

特にございませんか。

（なしの声）

田岡会長：それでは、この件につきましては特にご意見がございませんようですので、提案された内容でよろしいか確認したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

田岡会長：それでは、提案どおり確認させていただきます。

次に、協議第2号 各種事務事業の取扱い（税関係）について協議をいたします。

事務局、説明願います。

事務局（江部）：協議第2号、協議項目26-2-11、各種事務事業の取扱い（税関係）についてご

説明いたします。

主な内容を10ページからの個表で説明いたします。

1. 関係団体(協議会等)につきましては、北海道における市が加入をしている北海道都市税務協議会、3市村が共通して加入している財団法人資産評価システム研究センターがあり、新市においても必要でありますので、合併時に引き続き加入するものとしております。

2. 手数料等につきましては、大きく分けて市(村)民税に関する証明と固定資産税に関する証明の2種類の証明手数料がその内容となっております。3市村で項目・金額に若干の差異はありますが、一体性確保の視点から統一することを目指し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

11ページに移りまして、3. 補助金等であります。まず、3市村が共通する納税貯蓄組合に対する補助金につきましては、石狩市においては平成15年度をもって補助の廃止を予定、厚田村・浜益村においても平成16年度をもって補助の廃止を検討している状況を踏まえた上で、新市において積極的に補助する必要性に欠けると考えられること、また、一体性の確保の観点から、新市においては助成を行わないこととしております。

次に、石狩市における農業所得協力委員会、厚田村におけるたばこ小売組合と青色申告連絡協議会のこれらの団体は、いずれも税の申告や納税に対する意識の向上を図ることを目的としており、これまでは運営費の一部を補助してきましたが、石狩市・厚田村ともに、これらの補助金については廃止を検討しており、2村または2市村においても実施されていないことから、新市においては助成しないものとしております。

4. その他税務事務につきましては、各市村の税条例に基づく事務事業であり、3市村の事務内容に差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

これらのことから、9ページに戻りまして、調整の内容は、「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、補助金等については助成しないものとする。」としております。

以上、協議第2号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：それでは、協議第2号の件についてご意見を承りたいと存じます。

特にございませんか。

(なしの声)

田岡会長：それでは、協議第2号につきましても提案された内容で確認をさせていただきたいと思えます。それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおり決定させていただきます。

次に、協議第3号 各種事務事業の取扱い(行政庶務関係)について協議をいたします。

事務局より説明をいたします。

事務局(中村)：事務局の中村です。よろしくお願いいたします。

協議第3号、協議項目26-2-13、各種事務事業の取扱い(行政庶務関係)についてご説明いたします。

14ページからの個表でご説明いたします。

1. 関係団体(協議会等)につきましては、3市村において安全運転管理者に関する協議会に加入しておりますが、北地区安全運転管理者協議会は新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとしております。なお、浜益村で加入している滝川管轄などの団体については、新市においては加入しないものとしております。

2. 附属機関等といたしまして、3市村とも設置している表彰審査委員会は、被表彰者を決定する諮問機関であります。また、石狩市において設置する政治倫理審査会は、市長、助役、議会議員などの資産等報告書等の審査などを行う機関であります。どちらも新市においても必要な機関であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

15ページになりまして、表彰であります。功績を認め表彰を行うことは新市においても重要なことと考えております。しかし、3市村の表彰制度の内容や対象となる年数、基準などに差があることから、合併後に必要な組織を設置し、専門家などの意見も参考にしながら、合併後速やかに再編し、制度化を図るものとしております。

市民芸術文化賞及び市民スポーツ賞については、石狩市のみの表彰制度であります。新市においても引き続き実施していくことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

16ページへ移りまして、4. 民有地の借入れにつきましては、3市村において公共施設等の用地を必要に応じ借り入れしておりますが、これらは土地所有者との協議が必要なものであるため、金額等契約の条件を直ちに統一することは困難であるとの判断から、現行のとおりとしております。

5. 公有財産管理事務につきましては、行政財産、普通財産の管理、また、庁舎、公用車の管理等を含めておりますが、3市村の事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

6. ISO認証取得事務についてであります。ISOとは国際標準化機構のことでありまして、環境マネジメントシステムをどのように構築すればよいかを定めた仕様書が、ISO14001となっております。この仕様書の要求事項に従い、地球温暖化の防止や環境保全を推進していくため、石狩市においては平成14年度に、庁舎を初めとし、りんくる、図書館と順次認証取得を行ってきております。

この事業は新市においても継続して実施していくものであります。認証取得に当たっては、環境マニュアルの作成や数回にわたる審査などが必要であり、時間を要するものでありますので、合併後に順次範囲を拡大しながら、石狩市の制度に合わせるものとしております。

7. その他行政庶務関係事務につきましては、3市村において事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、13ページの調整の内容であります。「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。表彰については、合併後に速やかに再編し、制度化を図るものとする。民有地の借入れについては、現行のとおりとする。ISO認証取得事務については、合併後に石狩市の制度に合わせるものとする。」としております。

以上、協議第3号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ただいまの件でご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

福沢委員：7番目、その他の行政庶務の関係事務の部分でお尋ねをさせていただきます。

現況調書の67ページの部分でございますけれども、公告式という形の中で、最終的に石狩市の制度に合わせるとなっております。石狩市の制度に合わせるということは、市役所前の掲示場にだけ掲示をすれば事が済むという解釈にしかならない。私は合併したときの地域性も考えて、最低でも旧役場前、これが支所になるのか出張所になるのか廃止されるのか、そのことは議論もされておりませんからわかりませんが、とにかく旧市町村の中に1つも掲示場を置かない、石狩市に合わせればいいのだという協議であるとするならば、私は納得できる協議の形ではないような気がします。

特に厚田村の場合、小さい村でございますけれども、条例の中で3ヶ所きちつうたわれてございます。

厚田村役場の前、望来地区の農協のところ、聚富地区にも1つ。これだけやって対応しているものを、大きな市になって、石狩市の庁舎の前に1つだけあればいいのだという考え方については、到底納得できる理解にはならないのですけれども、この経過についてご説明をお願いいたします。

専門部会（宮田）：浜益村財務課長の宮田と申します。

行財政部会で検討された内容を説明いたします。

公告式につきましては、掲示場所は、新市役所、それから厚田村・浜益村の行政事務所前各1カ所に掲示するという内容で協議をしております。

田岡会長：そういうふうに条例を改正するということですか。新市になったら新市に合わせた条例を改正するということなのですね。

よろしいでしょうか。

そのほかにございませんか。

福沢委員：これからそういうふうに進めますか。この表現を見た中で。私の言っているのがおかしいのかな。協議して重要なところであったら、そういうふうに表示してくれればいい。

田岡会長：わかりました。

専門部会（宮田）：事務事業現況調書に明記されておられませんけれども、具体的な取扱い内容の部分で、掲示場所については新市役所、それから厚田村・浜益村の行政事務所各1カ所に掲示するという内容で協議を整えております。明記そのものが落ちておりました。

田岡会長：文章の整理をさせていただきます。趣旨はご理解いただいたと思いますので、説明した内容に合わせた形での修文について検討させていただきます。そして次回、ここの分については、説明をした内容の文章に整理をさせていただきますと思います。

ほかにございませんか。

（なしの声）

田岡会長：よろしいですか。ほかにないようですので、この協議はこの程度にさせていただきますと思います。

それでは、16ページの7の分について一部修文をさせていただくことで、この協議事項について確認させていただいてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

田岡会長：それでは、そのように取り進めさせていただきます。

次に、協議第4号 行政連絡機構の取扱い及び協議第5号 各種事務事業の取扱い（市民活動関係）について、関連がございますので、一括協議に入らせていただきたいと思います。

事務局より説明をいたします。

事務局（中村）：協議第4号及び第5号を一括してご説明いたします。

初めに、協議第4号、協議項目24、行政連絡機構の取扱いについてご説明いたします。

19ページからの個表でご説明いたします。

1．行政連絡機構といたしまして、行政との連絡調整を効果的に行うために、厚田村では駐在員制度、浜益村では連絡員制度が活用されているところであります。石狩市においては、現行の町内会組織と連携し、2村と同様のことを行っているところであり、新市においても行政との連絡調整について町内会組織を活用していきたいと考えていることから、駐在員及び連絡員制度は廃止するものとしております。

2．補助金等につきましては、駐在員及び連絡員の活動費として支給しているものでありますが、行政連絡機構を廃止することに伴い、新市においては助成しないものとしております。

これらのことから、18ページの調整の内容であります、「新市においては町内会組織を活用することから、駐在員及び連絡員制度は廃止するものとする。」としております。

協議第4号の説明は以上であります。

続きまして、協議第5号、協議項目26-3-1、各種事務事業の取扱い（市民活動関係）について、23ページからの個表でご説明いたします。

1. 関係団体（公共的団体等）につきましては、本日お配りしております訂正一覧表の中にも記載しておりますが、街路灯組合の上に引いている線を石狩消費者協会の上に引き直してございますのでご確認願います。

上段に記載しております団体につきましては、新市の一体性を確保するため、合併時に統合・再編を働きかけるものとしております。下段に記載しております、石狩消費者協会を含む4つの団体につきましては、現行のとおりとしております。

2. 附属機関等ではありますが、石狩市ではコミュニティセンターの運営を円滑に行うための機関として、石狩市コミュニティセンター運営委員会を設置しております。また、石狩市と浜益村において、犯罪や事故などを防ぎ、安全で住みよい社会をつくり上げることが目的とした機関を設置しております。これらは新市においても必要な機関であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

3. 補助金等につきましては、町内会補助金ではありますが、石狩市においては、町内会組織のうち一番上部組織である連合町内会連絡協議会へ対し、人件費の一部など必要な経費を補助しているものであります。通常はその下部組織となる各連合町内会及び単位町内会へ運営費的な補助はないものとなっておりますが、町内会において行われる祭りや子供会のイベントなど、事業を行う場合には、事業費の一部が連絡協議会より振り分けられる仕組みとなっております。ただし、町内会の数が多いため、毎年当たるものではなく、5年から6年のサイクルで行われているものであります。この町内会補助金は、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとしております。

24ページへ移り、街路灯関係補助金につきましては、石狩市では街灯、街路灯、防犯灯と3つに区分したうちの街路灯の維持に係る部分において街路灯組合へ補助しております。区分の定義であります。街灯とは、市道における準幹線道路などに設置されている外灯を指し、道路管理者である市が管理しております。街路灯とは、生活道路などで地域に密着した道路に設置されている外灯を指し、街路灯組合が管理しております。防犯灯とは、歩道専用道及び防風林に接し防犯上必要と思われる箇所に設置される外灯を指し、市が管理しております。厚田村と浜益村では、現在この3つの区分が明確に分けられていないとのことでありますので、詳細に調査を行った上で、街路灯と位置づけられた部分について補助することとし、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

集会所関係補助金につきましては、厚田村と浜益村において自治会が所有する会館の維持費に対し助成しているものであります。石狩市においては、同様の取扱いを行っている集会所はなく、管理委託をしていることから、委託料として各会館運営委員会へ支払われているところであります。新市が所有するほかの集会所との均衡を図る必要があることから、石狩市で行っている委託料の算定方法に合わせ、委託費相当額を助成する内容で合併時に再編するものとしております。

火葬場使用料助成金につきましては、厚田村において、死亡した者または使用する者が村民であって、石狩市火葬場を使用した場合に生じる厚田村火葬場使用料との差額を助成する内容であります。後ほど27ページで火葬場管理に係る調整内容をご説明いたしますが、火葬場使用料につきましては石狩市に合わせることで調整しておりますので、料金は統一されることとなり、差額は生じなくなることから、この制度は廃止するものとしております。

人権擁護委員協議会補助金、消費者協会補助金、暴力追放運動推進協議会補助金につきましては、いずれも団体が実施する事業費等の一部を補助するものであり、新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

25ページへ移り、生活安全モデル地域活動推進事業補助金につきましては、石狩市において生活安全モデル地域に指定された町内会が実施する事業費等の一部を補助するものであります。

次の交通安全運動事業交付金につきましては、石狩市において交通安全運動を独自に取り組もうとする小学校に対し、活動費の一部を交付するものであります。

この2つの制度は新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

保護司会補助金、防犯協会補助金、交通安全推進委員会補助金、交通安全協会補助金につきましては、いずれも団体が実施する事業費等の一部を補助するものであり、新市においても必要であることから、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとしております。

最後に、交通傷害保険助成金として、厚田村においては交通傷害保険加入者に対し保険料の一部を助成しておりますが、石狩市、浜益村においては保険料の一部助成は行っていなく、新市の一体性や負担公平の観点から、新市においては助成しないものとしております。

26ページになりまして、4.コミュニティセンター管理であります。2村の6つの施設を石狩市におけるコミュニティセンターとして位置づけ、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

また、使用料につきましても、算定方法を石狩市に合わせ、1時間単位の設定とし、夏冬の区分は廃止するものとしております。

5.集会所管理につきましては、石狩市では地域の自主性をもとに、地域の実情に合った最も利用しやすい状況で実施できるとの考えから、会館運営委員会への委託方式としていただいております。新市においても、この方式が適当であるとの判断から、厚田村及び浜益村においても会館運営委員会の設置を働きかけ、2村の16施設を石狩市における集会所として位置づけ、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

使用料につきましては、利用料金制とし、1室1時間1,200円を上限に、各会館運営委員会において設定するものとしております。

27ページになりまして、6.市民プール管理であります。新市においても引き続き管理運営を行っていくことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

7.火葬場管理についてであります。初めに表の下に記載しております補足をごらんいただきたいのですが、浜益村には4カ所の火葬場がありますが、各地区自治会において管理している施設であり、村が所有する施設ではないため、本合併協議会の協議の対象とならないものであります。

表の説明に戻りますが、石狩市と厚田村に1つずつ火葬場があり、新市においても引き続き管理運営を行っていくことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

28ページ、8.バス待合所管理、9.相談事務、10.生活・交通安全事務につきましては、3市村において事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

11.火葬場使用許可事務につきましては、火葬場を所有する石狩市と厚田村で実施している事務であります。事務内容に差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、21ページの調整の内容であります。「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。補助金等のうち、集会所関係補助金については、合併時に再編するものとする。また、町内会補助金、保護司会補助金、防犯協会補助金、交通安全推進委員会補助金、交通安全協会補助金については、団

体の統廃合等の状況に応じ、合併後に調整するものとする。コミュニティセンター管理のうち、使用料については、算定方法を石狩市に合わせ、1時間単位とし、夏冬の区分を廃止するものとする。集会所管理のうち、使用料については、利用料金制とし各会館運営委員会において設定するものとする。」としております。

協議第5号の説明は以上であります。

協議第4号から第5号まで一括してご説明させていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：協議に入る前に、あらかじめちょっと整理をさせていただきたいと思いますが、これらの問題は大変、これから協議が具体化してきます自治組織の關係の行方と極めて表裏一体のところがございます。したがって、今後の展開というのも含んだ内容でありますので、提案そのものに決して固執はしない形でこの協議を進めさせていただいておりますけれども、この辺の問題について、今日の段階で結論が出るかどうかというのは別といたしまして、大いに言い分といいますか、疑問とする点、それから問題とする点をここに上げていく必要がある重要な案件ではないかと思っておりますので、ぜひ、各委員の忌憚のない意見を言っていただければと思っております。

どなたか意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

石橋委員：行政連絡機構のところなのですが、町内会組織を活用することから駐在員及び連絡員制度を廃止するとあります。厚田村はわかりませんが、浜益村においては13の地域に各自治会長がおりまして、それが連絡員として、各家庭に行政からの回覧物あるいは全戸配布等のものを配布しているわけでありませぬ。これを廃止するというになると、どう町内会がこれに関わっていくのかどうか。石狩市では町内会組織をどう活用しているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

田岡会長：このそれぞれの連絡員制度というものがどういうものかということからもう一度説明して、そして石狩市の仕組みというのはどういうものかということをお説明してくれませんか。

専門部会（伊藤）：住民福祉専門部会の伊藤と言います。

私の方から、石狩市にも形式上のものはありますけれども、連絡員・駐在員制度の成り立ち等を含めてご説明させていただきたいと思っております。

まず、石狩市のケースということでお話ししたいと思いますけれども、石狩市におきましては、各単組の上に地区の連合町内会、そして、その上に連合町内会という組織形態をとっております。昭和50年の終わりにできております。各自治体とも同様な悩みがあるかと思っておりますけれども、各自治体から各町内会もしくは連合町内会、これらの方々に対する周知文書が、例えば一町内会に年間何百通と流れてくる。厚田・浜益両村につきましても、それらと同じような形で流れてきた経緯があると聞いてございます。

今石狩市のケースとしてお話させてもらっておりますけれども、石狩市の場合は連合町内会の事務局体制を平成9年、10年で作り上げまして、それらをもって各自治体からの周知文書に対する流れというのをつくってきておりましたけれども、やはり連合町内会長を含め地区の連合町内会、そして各町内会長を含めての、市からの周知文書というのが相当多く出ているという経緯がございます。それらを何とかできないだろうか。地区によっては変わる方法をとっているところもございますけれども、市からの文書の全体の流れを何とかできないだろうかということで、平成11年ごろに連合町内会を含めまして協議をさせてもらいました。その中で、石狩市の場合でございますけれども、月に2回というサイクルの中で連合町内会の事務局、こちらの方に各自治体からの周知文書を集約させてもらいまして、これを80町内会もしくは連合町内会含めて、月2回の発送業務ということで現在やっております。

厚田・浜益両村におかれましても、それと同じような事情があったというふうに聞いてございます。制

度はもうちょっと早いとは思っておりますけれども、同じように村からの周知文書が各自治会長を含めて流れていた。相当な数に上っていたのではないかというふうに思っております。それらを解消するために、村としての考え方として連絡員制度、これは非常勤制度の流れの中でやってきておりますけれども、連絡員制度または駐在員制度という2つの制度、内容的には同じでございますけれども、これらをつくり上げて、市と同じような形で、厚田村が月2回、浜益村が月3回程度だと思っておりますけれども、村の方で文書を集約させて、それを各連絡員にお届けして、連絡員がそれを各自治会等に配布させてもらってきているというのが現状になってきてございます。

方法論につきましては、石狩市も両村につきましても、同じような形で流れております。ただ、その手段が違うというのが現在の状況でございます。それらを含めて、今回の合併に当たって、これらの制度を統一化しようということで、石狩市の場合でいきますと連合町内会に事務局体制をしておりますので、これらを有効に使って、現行の流れと同様な形で文書の周知をしていきたいというふうに思っております。

また、送付先につきましても、石狩市の場合、町内会長のところに行くケースもございますけれども、特にこの方に流してくれという場合は、その方に周知文書を流すということもやってございます。それらを含めて、合併時には、村からの周知をそのような形で流させてもらいたい。

ご質問にありましたように、町内会とのかかわりということでございますけれども、今述べましたように、連合町内会の事務局から周知する文書につきまして、町内会もしくは町内会長等を含めた指定された方にその文書をお渡しして、その町内会の周知をお願いしたいというふうに考えてございます。

また、駐在員・連絡員制度につきましては、先ほど中段で述べましたように、両村とも非常勤職員体制をしておりますので、基本的には自治会とは関わりがないというような状況ではございますけれども、それらを含めて体制的にそういう体制をさせてもらって、町内会等の方に現行の石狩市と同様な形で文書を配布して、町内会の回覧等にやってもらえればと考えてございます。

あと、もう一点としまして、広報いしかりがございまして、その広報の流れは、現在月1回。これは両村とも同じだとは思いますが、月1回の広報の流れを、各町内会長、先ほどの流れの80カ所と同じような形で、現行も約900世帯あれば900分、中は仕分けはされているとは思いますが、そのような形で文書を流させてもらってきておりました。それを今年5月から、広報というものについては、やはり全戸配布をするというのが建前だということで、委託形式によって全戸配布をさせてもらいたいと考えてございます。

今のお話にあります駐在員・連絡員制度の中でも、連絡員の方々の負担としては、広報等の配布、これが相当なウエートを占めている。これらを含めて、合併時には、今言いました広報等につきましても、両村の各世帯に戸別に配布できればと思っております。

それらのことを考えまして、今回の連絡員制度、これらにつきましては市の制度に合わせていただきたいと考えてございます。

石橋委員：月2回なり3回なりに集約して配布したいというような話なのですが、やはり地域の住民とのつながりというのは、行政から来る回覧物あるいは文書等を通していろいろな話し合いをしていく、ということがやっぱり地域の人たちにとっては、まして老人の多い村ですと、そういう文書が来て、自治会の人とお話するのがやはり楽しみにしているだろうし、中には内容のわからないお年寄りもいるとすれば、そういう面では、いわゆるサービスの低下ということにつながりかねないのではないだろうか、こう思うわけです。

やっぱり少なくとも、それは緊急の場合の文書もあろうかと思っておりますけれども、週に1回あるいは、現

在大体週に1～2回文書が回ってきているわけで、それを少しでも多く配布するというような、多くと言えば変ですけども、回数を多くして、余りためないような方法で住民とのつながりを持ってほしいなど、こう感ずるわけでございます。

田岡会長：はい、わかりました。

まさに今回合併するとしたらのケースの1つの大きな根幹の問題を今お話が出たのではないかと思うのですね。実は石狩市においては、毎回、毎回、膨大なペーパーを配る身にもなってみなさい、もっと集約して合理的に配送する方法がないかという議論が中心です。したがって、既存の町内会制度というのを集約しながら、極めて合理的でかつ一方でまた、スピードのあるものについては郵送といいますか、新年度予算案で提案するダイレクト方法で、町内会との話し合いはついたという状況にあります。一方で、できるだけ多くの会話を必要とするのだ、そういう人たちが話のお相手になってくれるのだという。その状況になりますと、論ずる争点が大分違ってきているわけですね。これが今回の大きな整理をするといいますが、考え方をある程度どうするかという問題だと思います。

どちらがよくてというより、実態がそういう状況にあって、制度を一本化にするということも含めて、もう少し皆さんのご意見をいただければと思うのですが。

どうぞ。

神田委員：浜益村の神田です。

私も浜益幌地区で自治会長をやっております。そういう関係で、村から連絡員を仰せつかっております。先ほどの説明でちょっとわからない点がありますので、うちの実状を説明して確認したいと思いますけれども、浜益村の場合は13地域がありまして、それぞれの地域に連絡員1名を置いております。そういう関係で、私は幌地区の連絡員になっておりますけれども、幌地区では13の班があります。村から回覧物が来ますと、連絡員の私のところから13の班長さんに、班の構成員の数だけ仕分けして配っております。そして、班長さんが、今度はその班の人に配っております。先ほどの説明ですと、連合町内会の事務局でそれぞれ送付していると聞きましたけれども、今度そういう体制になりましたら、現在の浜益村に当てはめれば、自治会の班長さんに直接送るといことなんでしょうか。その辺確認したいと思います。

田岡会長：余り説明が微に細にわたりにあり過ぎて、話が見えなくなる。聞いたことだけぱっと答えて。簡潔に答えて。

はい、どうぞ。

鈴木委員：関連をお願いします。厚田村の鈴木です。

駐在員制度も連絡員制度も、非常勤ということは村の条例で定められているわけですよ。

田岡会長：そのことを特定する条例ではないと思いますけれども。

鈴木委員：ですけども、非常勤ということはそういうことですね。今までの制度化された税金だとかいろいろなものは、石狩市の条例に合わせるということで一本化されて良いと思うのですけれども、こういう地方自治の根幹に戻る問題ですので、石狩市の町内会の連合町内会に合わせるという場合は、やっぱり石狩市の町内会の規約なりなんなりというものを出示していただいて、その上で協議されたというのならまだ話は十分わかるのです。そういうものも提示されないで、9連合町内会が集まって、事務局があるとかないとかということを知かされて、80町内会あるということでございますけれども、1つの町内会が、400戸という数だという計算になりますね。80町内会となりますと。大体石狩市は、2万戸くらい、2万5,000戸くらいあるのでしょうか。厚田村の場合は1,000戸ですから、厚田村の1つの自治会でもって、大体30戸からそんなところの数なのです。

規模からいっても全然違うのですから、石狩市の場合はこういう形の町内会なのだという話をされるの

であれば、もっと具体的な数字がつかめて、我々もそういうことを想定できるのです。十分協議もされるのでしょ。1つの制度化されたもので石狩市に合わせるということであれば十分納得もいくのですけれども、厚田村と浜益村というのは単独で持っている条例、規則が否定されるわけです。石狩市と合併することによって。そういうことになりますと、編入合併ですから、やむを得ないということになればそれまででしょうが、駐在員制度も連絡員制度も否定される形になるわけですね。それにかわることを、住民にそれを納得させるということになりますと、相当やっぱり議論があつてしかるべきだと私は思います。

そういう検討からいきますとやっぱり、私は、ここで牧野村長もいるし木村村長もいるわけですから、2人のご意見も伺いたいところですけども、そこまでは要求しませんが、そういうことから、石狩市の制度というものを具体的にそろえて出してもらおうとか、規約を出していただくということも必要ではなかったのかなと考えております。

田岡会長：最初の質問に答弁して。浜益村のケースを石狩市の方式でやったらどうなると端的に。こういう流れになりますというだけ言えばいいから。

専門部会（伊藤）：神田委員のご質問にお答えしたいと思います。

発送する先としましては、町内会または班、町内会の方の選択の中でどちらかに送りいたすという形になるうかと思ひます。

以上です。

田岡会長：それから後段の、石狩市の実態というのがよくわからないと思うのですね。こういう状況だからほとんど違わないんだよとか、ここのところが違いますというところがよく説明し切れていないと思います。そのことが資料の要求になったと思います。それで冒頭、実は、以降の連絡員の問題も含めて、大変今回の法定協議会の1つの方向性というものにさわる問題を持っておりまして、例えば私なんかは、この連絡員等の制度につきましては、ほぼ同質だと思っているのですよ。それぞれの名前が違ふけれども、流れとしては同質なのだということで、問題は住民がどういふふうにして利益を受けるかという視点から考えるだけ考えたら、似たり寄ったりなのですね。そここのところをもう一回きちつと説明できますか。資料で出すと一番話が早いのですけれどもね。それから、予算が実際にどういふ状況になっているかという、かかる経費の問題なんかについても説明しないとだめだと思うのですね。

田村委員：やっぱり明確に出してもらわなければ。私たちも町内会連合会の会長をやっておりますけれども、やっぱり当然そういうことになると、私たちも今度協議会に入るわけですよ。そうしたら、その入る中身がわからないと、なかなか議論してもちょっと理解できないということですので、ぜひともやっぱりそういう形態をきっちり出しておいてもらいたいと思います。

田岡会長：わかりました。どうですかね、今日は議論として問題点を大いに出し合っていて、この問題についての結論は次回以降にさせていただくということで、必要な資料は全体像をもう少し明確に図式化したり、予算の流れとか、そういうものを説明する資料を、次回また議論を深めるために出させてもらうということで。今日は結論を出しませんので、逆にこの際ですから、石狩側から話もあると思ひますので。

長原委員、どうぞ。

長原委員：少し議論の角度が違ふかもしれませんが、今「活用する」という言葉になっているのですよ。新市においては町内会組織を「活用する」と、こうなっているのですね。私はどうもこの話にひっかかりまして、従来からの思いがあるせいかもしれませんが、どうも石狩市行政が、ちょっと言葉は行き過ぎかもしれませんが、町内会組織を地域の自主的な運営団体というよりも、行政の下請機関に見ているのではないかと、こういう思いを時々するのですよ。そうではないと言葉では否定されるのですが、時々そうい

うところが出てくるという思いがしております、それが図らずも「活用する」というのは、行政側が町内会を使うということですから、こういうところに出てきているのではないかというような気がして仕方がないのです。少し言い過ぎかもしれませんが。

田岡会長：いえ、おっしゃるとおりだと思います。

長原委員：そういう意味で言うと、私もこの厚田村・浜益村の駐在員・連絡員制度というのを今回の協議で初めて知ったのですけれども、こういう姿の方が本来の姿ではないかなというふうに感じています。町内会を通してというよりも、本来はこの方が正しいのだというふうに思うのです。

そういう点では、今いろいろ厚田村・浜益村からお話が出ているように、この制度をむしろ、こういう制度の精神を何とか新市においても活かして広げていくという方向で考えられないのかと。こういう検討を私は必要なのではないかと。そういう検討がどうされてきたのかという点で少し伺いたいなというふうにも思っています。

また、この協議書全体の中で、今後、石狩市は町内会単位が、今ご指摘にありましたように400戸、500戸というのは大体普通です。多いところでは800戸なんていう、もっと大きいところもあるのかな。というのがありますから、かなり役員体制も大きくて、いろいろな仕事はある程度分担できるという面があります。しかし、この今回の協議によりますと、今度は会館を持っている地域は会館運営委員会もつくらなければならないと。バス停を持っているところはバス停も管理しなければならないと。それから、そのほかにもありましたよね。バス停というのですか、バスの待合所の管理をしなければならないと。それから、今の広報関係についても請け負わなくては行けないと。

田岡会長：ごみの問題も、まだこれから出てきます。

長原委員：こういうことになってきますと、30戸、40戸という単位でもし運営されているとすれば、なかなかいろいろな意味で大変な部分も出てくるのではないのかなという点も1つは危惧するわけでありま。

また、あわせて、石狩市の現在の広報の配布なのですけれども、これは町内会が今まで請け負っておりまして、その広報の配布手数料というのが入って、これがある意味で町内会の運営資金に回っているという面があります。しかし、今度石狩市の方針としては、5月から業者委託すると。町内会委託をやめて業者に委託をするという方針になっているわけですね。石狩市内という一定の人口のまとまった地域でしたら、それなりの業者も地域に育ってきていますので、引き受ける業者もいるのでしょうけれども、これ業者委託で統一するということになりますと、厚田村・浜益村にそういった業者さんがいるのかどうかと。また、いないとすれば、石狩市の業者が果たしてそっちまで行って配ってくれるのかという問題も出てくるわけで、そういう場合は、配ってくれないといったときに、連絡員制度はなくなったわ、委託するべき業者はいないわというときはどうするのかという問題も残ると思うのですよね。そういった点の見通しなんかをもう少し具体的にしておかなければ、後ほど混乱する要因にならないかということをお心配します。

田岡会長：どうぞ。

加納委員：石狩市の加納です。

冒頭会長の方から地域自治組織の関係も含めてというお話がありましたので、この問題についてはそのことと並行しながら、どうしても絡む問題だと思いますので、次のときまでにこういうことが明確になっているかどうかちょっとわかりませんが、その辺の方向性が見え隠れする中で、一緒に議論した方がよしいのではないかと。

それから、今厚田村からお話がありましたように、そういう石狩市の町内会のいろいろなことを含めての資料についても提出するような形をとりながら、次回になるのか、その次になるのかちょっとわかりま

せんけれども、そういうところでまとめた方がいいと思うのです。ここでこれ以上話しても、なかなか進まないかなと思います。

田岡会長：わかりました。

はい、どうぞ。

福沢委員：確かにここで今話をしても結論を出せないだろうというのも1つかもかもしれませんけれども、やっぱり議論になったときには十分言いたいことは言うべきだというふうに私は思いますので、何も時間を区切ってやめるという必要はないと思いますので、ちょっと発言をさせていただきます。

田岡会長：そのとおりです。同感です。

福沢委員：石狩方式でやるのが、財政的にお金のかかる分が少ないからそうしたいんだよという議論でここへ行ったのか。駐在員なり連絡員方式で、今まで厚田村なり浜益村がやってお金を出している分より、石狩市の、先ほどちょっと言いましたけれども、何か連合町内会さんに、これの手当になるのかわかりませんが、上部団体にやっているお金がどれだけになるのかわかりませんが、一人頭にしたときにどういう形になるからこの方式でちゃんとやれて、安く上がっているからここへ行きたいんだというような話があったのか。

だから、そういう話であれば、あるなりにそういう資料も全部話しとして出していただかないと。

田岡会長：次回出します。

福沢委員：私どもはお金だけでこの方式をやめてくださいというのだったら、お金の部分について、やっぱり厚田村は厚田村の中でもっと議論をさせてもらって、今まで行政からもらっていたものを安くても存続した方がいいのか、しない方がいいのかという議論も、ずっと内部では出てくる話ですから、そういうことを全部出していただきたいと思うのです。

田岡会長：わかりました。やっぱり議論に重ねるだけの材料も出ていないということが問題だと思いますので、それらも十分出させてもらいたいと思います。

小林さん、どうぞ。

小林委員：伺っておりました。私は、石狩市が行っている町内会活動というのは、要するに石狩市の市政に我々もやっぱり参加するという意識がなければ、町内会の活動というのは意味がないと。お互いに協力し合いながら石狩市を盛り上げていくのだと。その一翼をもまた町内会は担っておりますと。そういうふうな考え方で私は今、町内会長をやっております。

では、その次、厚田村・浜益村については地域性があり、いつも私は申し上げているとおりであります。例えば、厚田村においては自治会というのですか、46ありますよね。それから、浜益村については13地区できておりますね。そこで、石狩市の町内会に一体性を持って合わせますと。合併してすぐにこれをやったら、私は大変な混乱が起きると思うな。情報も大体伝わっていかないのではないかなと。

例えば、班をつくりますと。そして、班長のところに回覧を持っていき配布をします。その組織をつくるのにも、やっぱりこれは日時が必要ではないかなと思うのですね。これは合併と同時にいたしますと大変な混乱が起きるでしょうと。これは急がない方がいいなというのが私の考えだ。順次、ぱっとやったら大混乱が起きてしまう。その地域性を考えながらやっぱりやらなければいけないと。地域には地域の1つの大きな流れがありますから、その流れを順次やはり変えていく努力を払わなくてはいけないなと。

私は地域自治組織の委員です。国会に新法だとかなんとかが提案されておりますが、決定になっておりませんが、恐らくは地域の審議会といたしましうか、評議会とかいいましうか、そういうものをやっぱり立ち上げまして、浜益村・厚田村については、それを立ち上げて、そして、こういうことも議論をして一体化の方向に持っていくと。そういうことが、どうも自然の道だなというふうに考えます。

田岡会長：そのほかにございせんか。

佐藤（豊）委員。

佐藤（豊）委員：私は地域自治組織小委員会の委員長でございます。ここにいらっしゃる方、石狩市・厚田村・浜益村、恐らくすべての住民が町内会の会員であろうと思いますし、最終的にはこの問題が一番基本をなすのだなというふうに考えている矢先でございましたけれども、なぜこの話がいきなりこんなふうになってしまったかなど、実は責任を感じているところでございます。確かに石狩市の連合町内会組織、すべてのものは、皆さんに公表も何もまだしておりませんし、小委員会でもその話はまだしていないのです。ですから、こういう話が当然絡まってしまうというのは間違いのない話なのです。この辺を一度じっくり小委員会で話をして、それからテーブルにのせてもらえれば非常にうれしいなというふうに感じております。

まだそこまで行っていませんもので、ただ、今回は、助成をしている金額がどうなのだというだけでございまして、そこでとどめておいていただいて、私ども小委員会でこれを練って、その後に本当のまちづくり、そしてこの合併がなされて本当に意義があるのだということを、まだ論じておりませんから、時間をいただきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

田岡会長：はい、わかりました。

中野委員、どうぞ。

中野委員：石狩市の中野でございます。

行政のご説明では、月に2回くらいだということで、広報紙なり、あるいは議会だよりなり、その他の通知等は順調に回っているような話に見えるのですがけれども、しかし実際、先ほど長原委員もおっしゃってございましたけれども、僕たちの町内会は少なくても500戸、多いところは1,000戸、こうなりますと、実際に通知なり、あるいは広報紙なり、遅いときはもう10日近く過ぎてから回ってくるというような状況でございます。その他各通知もそのとおり。それと同時にまた、市から来るところの広報通知、そればかりでなく、警察関係、学校関係、あるいはその他の団体等のいろいろな回覧が回ってくるわけでございます。もう、1つの回覧板で足りなくて、同時に2つくらい入ってくる日もあるわけでございます。このような状況で役員の方々も大変だというようなことで、本当にこの運営については町内会としても大変困っているところであります。

何かこんなことを申しますと、協力をするのが嫌なのかというふうに感じ取られるかもしれませんがけれども、末端の実態を今私話しておるところでございます。そのような状況で、本当に役員のお引き受けする方も、いないというわけではないけれども、少ない。本当にこの役員を選考等をもって大変苦労されている。PTAと同じような状況の実態でございまして、もっとこの辺のところにつきまして、もっとよい方法を検討していただければなど、こんなふうに思って、今実際町内会でやっておる、実際動いておる方々の実態を参考にいただければと、このように思っているところでございます。

田岡会長：はい、ありがとうございました。

どうぞ。

池端委員：石狩市の池端です。

1点だけお聞きしたいのですが、厚田村の駐在員制度の1万7,000円というのは、単に村の広報物を配布するというのみの活動に対しての金額なのでしょうか。お聞きします。

専門部会（岡林）：厚田村の岡林です。よろしく願いいたします。

もちろん広報物もそうですけれども、それ以外の行政の連絡というようなものを含めてということでご理解いただきたいと思っております。

池端委員：引き続きいいですか。

田岡会長：はい、どうぞ。

池端委員：その広報物の配布にかかる費用として、活動費が1万7,000円。これは、例えば今いろいろな委員のお話にもあったように、大きい町内会での配布物の遅延ですとか、そういう問題解決は抜本的に考えていかなければならないのかなど。それ以上に、例えば1町内会30軒、30世帯、例えば石狩において1町内会に700~800世帯ですとか、そういう大きい町内会で、地域における、地域の役割というものが多分町内会に発生してくるのかなと思うのです。

例えば、ある町内会では子育て支援を、その町内会が運営する地域の会館を使いながら、地域の子育てを支援していくというような形をとってみたり、これからさらに高齢化が進んでいった場合に、町内会がやっぱり発揮しなければならない機能というのは、もっともっと高くなっていくのかなど。単純に配布物を配布するという業務だけというものを、さらに超える機能も含めた町内会というものを考えていかなければ。単純に1万7,000円払って広報紙を配る。そして1軒1軒会って、それを説明するのかどうかまではわかりませんが、もっともっと今後高次元の話になっていくのかなと思うのですよ。だから、広報物の配布の仕方だけであれば、例えば民間の業者に委託するとか、ダイレクトメールみたいな形で配るのだとか、その辺はまた分けて議論しなければいけないのではないかなという気がするのですが。

田岡会長：休憩させていただきます。

(休憩)

田岡会長：会議を再開します。まず、議論をするに当たりまして、私自身もそう感じたのですが、ここまでの中で佐藤克廣委員から、もう一回議論をするために、一般論的に専門的な視点から交通整理を1回といいますか、補足的な内容の状況を、まずコメントしていただきたいと思いますので。

先生、よろしくお願いします。

佐藤(克)委員：それでは、ご指名でございますのでお話ししますが、交通整理といいますが、少し考え方をわかりやすくできたらいいなと思っております。

この部分は、行政といいますが、役所からそれぞれの住民の皆さん方にさまざまな連絡をする必要がある場合に、どのようにして連絡をするのが最も効率的で効果的であるかというところを検討する部分だろうというふうに思います。従来、石狩市の場合も厚田村・浜益村の場合も、町内会に、あるいはそれに類する組織を使ってそうした連絡を行ってきたという実績がございますので、どうしてもそれは町内会の話かというふうに思われるかもしれませんが、恐らく町内会というのは、私の住んでいる札幌市でもそうでありまして、単なる行政の連絡機関ではなくて、そこに住んでいる人たちの自主的な、自分たちの生活をいかに向上させていくかということを中心として目的にして活動しているのだと思いますね。その中にたまたま行政からの連絡を請け負ってきたという、そういう歴史的な経緯なりがあるかと思いません。ここにあるのは町内会の話ではなくて、そうした行政からの連絡を住民の皆さん方にいかにスムーズにお伝えするかという、そのためにはどのような仕組みがよいのかということだろうと思います。

従来、私もよくどのような仕組みか存じ上げませんが、厚田村・浜益村では駐在員あるいは連絡員という制度を置いていたということでもありますけれども、ここは今日は結論を出さないということですが、それにかわる、より、あるいはそれと同等、あるいはそれ以上に効率的な効果的な住民の皆さん、村民の皆さんへの連絡の仕組みをどうしたらよいのかという視点からお話を続けていくとよしいのではないかと思います。町内会の話ではないというふうにお考えいただければと思います。

それから、地域自治組織という言葉が出てまいりましたけれども、これまた法案自体が固まっておりますが、確実に固まっているとは言えないわけですが、言ってみれば役所ですね、役所の出張所と

かそういったものとは少し違う仕組みをつくってはいかがという、そういうことでございますので、どちらかといえば町内会というよりは役所の組織の話だというふうに考えた方がわかりやすいのではないかと思います。町内会はあくまでも、その地域に住んでいらっしゃる方の自主的な組織ですし、地域自治組織というのは、従来の方で言えば役場とか役所に近い、あるいは出張所に近いようなものであるというふうにお考えになった方がわかりやすいのではないかと思います。

田岡会長：ありがとうございました。

今、特に4号議案に関連してさまざまな意見が出されました。なお、資料要求等を含めて、次回において結論が出るかどうかは定かではありませんが、また委員の中からも地域自治組織の小委員会の中でもう少しもんだ方がいいのではないかなど、意見もございまして、日程的に3月の最終週あたりに小委員会のセッティングも考えて、その後に次回当協議会が開かれるスケジュール等というふうになっておりますので、これらのスケジュールも含めて、今日の議論に対応できる準備をするということと、それから、この問題についてはもう少し急がないという、それから、もう1つ私からも、くどいようですが、この問題は地域自治組織をどうするかという問題ではなくて、合理的なそういう連絡システムをどうするかという問題でありますので、次回はその辺あたりの資料を十分用意させていただければというふうに思っております。

引き続き、第5号の方も含めて議論をさせていただければと思いますが、ご意見等ございませんでしょうか。

どうぞ。

福沢委員：5号の方をやれと言われたのですけれども、ちょっと休憩中に前の議題の部分で、私は厚田村ですけれども、浜益の委員と話をした中で、皆さんが厚田村の駐在員と浜益村の連絡員が同じ形であるというふうに誤解されると困るので、私が説明するのがいいのかどうかよくわかりませんけれど。

田岡会長：福沢委員、その件については次回すべて資料で、1枚物といいますか、一目で見たら厚田村の制度、浜益村の制度、石狩市の制度、予算はどうなっているかというものを資料で事務局から提案したいと思いますが、その件以外のお話になりますか。

福沢委員：いや、いいですよ、そうしたら。やめれと言われれば、そうしたらやめますので。

田岡会長：やめれではなくて、そういうことはもう約束していますので。

福沢委員：私の言いたいのは、厚田村の駐在員というのは、村の囑託職員という制度の中で村長が身分保障をしているよ、まずここを理解していただきたい。公務災害がかかっているのですから。だから厚田村では年に1回、年度の始まりに村長がこの人たちを集めて、村の行政の話を全部するので。私がこんなことを言う必要は何もないかしらんけれども、やめなさいというから、この先はやめますので。別なことを聞きます。

81ページの調書の中で、街路灯の話の部分が出ていますので、この辺についてもうちょっと聞かせていただきたいと。

結果的には、石狩市に合わせるということは、街路灯組合をつくって管理をしていただくという方向になるというふうに理解する。それも最終的にはいいのかもしれませんが、その中身についてやっぱり私ももうちょっと議論させていただきたい、知りたいということで質問をさせていただくわけでございますけれども。

まず、第1点は、石狩市は街灯・街路灯・防犯灯という3つの性質を全部割り振りをして、責任の所在といえますか、管理部分を全部明確にした中での、街路灯だけを町内会が管理している方式だと、こう言いましたけれども、田舎へ来て、これが完全に街路灯とだけ認定できる部分がどれだけあるのかな。やれ

というのですからやらざるを得ないでしょうけれども、ここで言っている合併時までには個々の詳細を調査し、明確に区分することが必要であるというふうに指摘されているわけですから、やらなければならないとは思いますが、そのことによって行政から出るお金がどれだけ違いが出るのかなという部分についても知りたいし、特に、街路灯組合をつくって一部村から補てんをしていただいとつか、助成をいただいと、残りの部分はその街路灯組合の組合員である人が負担をしなければならないという方式であれば、組合をつくるということは、今私どものところは全部自治会の中で自治会費を含めて集めた中でそのものが対応できるシステムになっているのですけれども、街路灯組合は新しくつくってくださいよとつか、そんなものおれは入らないよという部分をどうやってまず解決するのか。

だから、これも大きな問題だと私は思っていますので、この辺ももう少し私どもも詰めさせてとつか、時間をいただいと協議をさせていただきたい部分だなと思っています。

田岡会長：はい、わかりました。

確かに、石狩市の制度がどういう形になっていて、厚田村・浜益村がどういう仕組みになっていくのかということについては子細な説明をしておりません。

今できますか。事務局から説明をさせます。

専門部会（伊藤）：それでは、私の方からご説明させていただきます。

石狩市の場合、確かにご指摘のとおり責任分担を含めて3種類、3パターンにおける街路灯という位置づけをしております。詳細については今後詰めていきたいと思っております。

あと、自治会の中での対応ということですがけれども、現在街路灯組合というふうに石狩市の場合ではつくってございませけれども、厚田・浜益両村につきましては、現在管理しております町内会、連合町内会の中で、連合町内会をもって街路灯組合としたいと思っております。

ちょっと言葉が足りなかつたと思っておりますので、石狩市で言っている街路灯組合を厚田・浜益両村については、連合町内会をもって街路灯組合、自治会をもって街路灯組合としたいと思っております。

田岡会長：ちょっと、私から質問するのは変だけれども、交通整理のためにちょっと言いたいのですけれども、まず厚田村には街灯はあるの。

福沢委員：ない。

田岡会長：街灯はない。それから街路灯はあるのですか。

福沢委員：そういうものは1つ。

田岡会長：1つでしかないのですね。

福沢委員：全体が1つなの。

田岡会長：それを石狩方式に当てはめたととき、石狩市の分類によって厚田村・浜益村は分類することができるのですか。まずそこを説明してよ。

専門部会（伊藤）：まだ言い足りなかつたみたいですので、再度説明させていただきます。

先ほどの3種類のパターンにつきましては、調査の結果、多分全部振り向けられると思っております。また現在、街路灯組合という名称はございませけれども、各町内会において街路灯の管理、申請等を行っております。それをもって一応街路灯組合、名称は違いますが、そういう呼びかえをしたいと考えてございませ。

ここで、外灯と言われている3種類のパターンを再度ご説明させていただきます。街灯と言われているのが、石狩で言いましたら準幹線以上、広い通りのところに設置してあります外灯部分を指してございませ。この管理につきましては、市の場合では維持管理課、ここが管理してございませ。街路灯と言われている部分につきましては、町内会の住居部分にあります細街路、こちらに設置してあります外灯、俗に電

柱に巻いたりなんかしてございますけれども、そういうものを街路灯というふうに呼んでございます。防犯灯というのは、街路、街灯にも該当しないような、例えば石狩市の場合ですと、歩行者専用道路というところがございます。そういうところに設置しております外灯。これは安全ですとかそういう確保のために設置してございますけれども、そういうところ。また、防風林際のところ、これは設置者がいないというところもございますけれども、こういうところも安全上の観点から防犯灯という形で整理させてもらってございます。その中の街路灯組合は街路灯の部分指してございます。

福沢委員：もう1回聞いてもいいですか。

田岡会長：どうぞ。

福沢委員：答弁していただいたことについてはわかりましたよ。でも、厚田村には組合がないから、現在自治会で受けている部分、その部分を組合として、改めて名前だけをつくってくればいいのかというニュアンスに、まず聞こえる。だったら、なぜ組合をつくるのかと。組合をつくったら、そうしたら自治会の中では、街路灯の部分だけでいくと、また別にお金の出し入れの部分だって帳簿だって全部別々にして経理をしていかなければならないという問題が起きてくると思うのです。今は自治会という中で、町内会の中で全部一括の処理ができるシステムがあるのに、わざわざ今やっているのを、名称までつけて、これでやってほしいよという、その部分がちょっと理解し切れないのです。だから、自治会方式でそのまま受けるのはだめなのでしょうか。

街路灯、これを分類しなさいというのも、良いとか悪いとかはこれからですけれども、田舎に来て、何か商売かわかりませんが、街路灯になるよなんていう部分は相当に少ないだろうと思うのです。全部危なくない、暗いからつけているよといったら、防犯灯になったら、行政が100%持っていたらよという理解にしかならないのですけれども、だれが最後に認定の権限を持っているのか。自分たちが申告したらそれでいいのか。その辺についても、これから相当に議論しなければならない中で、そんなに石狩市にこの問題を合わせなければならないという感覚でしょうか、お聞かせを願いたいと思います。

田岡会長：皆さん意見はございませんか。

はい、どうぞ。

加納委員：今の部分とちょっと異なると思うのですけれども、石狩市の場合は、町内会の人数がすごく多いということで、みんなで協力する数が多いものですから、こういうことはちょっと成り立つかなと思うのですけれども、厚田村・浜益村の部分について、同じようなその町内会という部分でこの組合のことを考えると、例えば厚田村の場合だと、設置する場合は村が設置していますよね。石狩市の場合は60%を補助しているということで、あとの40%は組合でやるのですね。ですから、そういう人数の多いところではそれなりにやれると思いますけれども、厚田村・浜益村については人数が少ないですから、その辺が耐え得るのかなというふうに思うのですけれども、その辺は問題ないのでしょうか。

田岡会長：まだ試算をやっていないそうなのです。ですから、実際、恐らく詳細な内容について今事務局の方から、町内会の中で現実に行うことになるのではないのでしょうかとか、それから片一方で街路灯組合をつくっていくのだという話を含めて、やっぱりこの辺が、実は当協議会の1つの分岐点をはかる意味合いがあるのですが、合併の議論に、街路灯の50円、80円の話の折り合いがつかないと前へ進まない話にするのか、その辺の問題の全体の議論も、かといって、それではその議論を抜きにして合併の議論を重ねることができるかといったら、それもまた非現実的ということを考えるときに、これ試算はさせて、次回までに出させていただきます。

それから、現実の実態論をやっぱりちょっと無視して、制度論を走っているところのきらいもありますので、実態がどういうふうになってくるのかということについて、計数や状況をきちっと説明するような

形で、この問題について次回出させていただきたいと思います。

ちょっと休憩させていただきます。

(休 憩)

田岡会長：会議を再開します。

今事務局から、何が街路灯で何が防犯灯かという設定の区分けが非常に難しいので、試算値ができないという話があったのですが、それは一定の条件を設定してやると、どういう実態とどういう計算式になるかは、極めてそんな病理学的な話ではなくて、議論にたえられる方向性が見える資料をつくって次回に出したいというふうに思います。

確かに街路灯の問題は、石狩パターンと厚田・浜益パターンが余りにもボリュームの違いがあるという背景を抱えていますので、これらは実は正直なところを申しますと、この仕上げは一体どうなるのだろうかという思いは持っていました。3首長で話をしたのですが、具体的な取扱いは石狩市の制度に合わせるというものについては、かなり議論を招くなど。実態的にどうするかというのは、もう少しみんなの意見を聞いて最終的に調整をする必要がある事案ではないかと思って、冒頭、今日の問題の中に、特にそれぞれの自治の過程を踏んできた制度なので、よく議論をさせて、意見を聞かせていただければという思いも今日の中にあります。

そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

神田委員：浜益村の神田ですけれども、今の街灯・街路灯・防犯灯の関係で、ちょっとうちの実状を話しながら、選別の参考にしていただきたいと思います。うちの村長は十分知っていると思いますけれども、うちのある地域は、一時ニシン漁が盛んなときには30戸から40戸ぐらいありましたけれども、過疎化現象が進みまして、今は7戸ぐらい存在しております。そういう段階で、自治会長会で防犯灯、街路灯の関係を話しましたら、7戸ぐらいの自治会ですから、村からの助成金はあるけれども、それ以上に持ち出しがあるので、とても街路灯をつけていられない、ある程度数を減らしたいというところがありました。そういう7戸の自治会ですから、やはり自治会費も、限られておりますので、そちらの方に回す金がないというような現実があります。

そういう段階で、今度石狩市と合併したとすれば、石狩市の制度に合わせるものとするということで、街灯・街路灯・防犯灯の区分けをするということですが、そういうときになれば、現段階では街路灯というふうに我々は押さえておりますけれども、そういう段階で、今までの石狩市の制度に合わせて、助成金とかなんとかとなれば、やはりもう使用に耐えられないで、また現在ぼつぼつつけて、本当に点と点をつなぐ程度の街灯ですけれども、それもまた減らさなければならないというような事情にもなるかと思えます。そういう地域の実情を勘案して、それは街路灯ではないよ、防犯灯だよというような解釈のもとに、区分けをするときには十分に考慮して判断していただきたいと思います。陳情ではないですけれども、そういう現実があるということをお踏まえていただきたいと思います。

田岡会長：これ思いつきの提案で申しわけないのですが、合併後に決めるという案、合併後においてそれぞれで決めるのだとなったときには、それについて感想ございませんかね。

合併するかしないかの議論をする中で各種事業の積み重ねをやってきているわけですが、私が思うのは、電気代の50円、100円、そして片一方1,000戸の負担金の制度と7戸の負担金制度を、ここで1本にせよと言って、そして、そのことが具体的に制度として新市の仕組みにならなかつたら、これはもう合併はおじゃんですかという話と含めると、非常に子細な議論そのものにひとつひとつ答えを、何円何十銭までと、いわゆる各議会の予算委員会の議論までする必要はあるかどうかも含めて、そんな意

味で先ほどからお話をさせていただいているわけです。

事務局、私の出し方も、まだ準備不足というところもご指摘のとおりだと思いますので、議論いただいた資料については出させていただきますが、実際のところ次回どういふふうに臨むか、よく内部で、3自治体の幹事会で協議をしていただいて、これらの問題についての説得ある説明をさせていただければというふうに思います。

集会所についてございませんか。

はい、どうぞ。

阿部委員：厚田村の阿部でございます。

26ページのコミュニティセンター管理と集会所管理の部分でご質問いたします。

5番の集会所管理でございますけれども、合併時に石狩市の制度に合わせるものとするとうたっております。厚田村の中に8カ所の集会所がございます。これを、会館管理委託料の算出根拠等の中からいただいた資料では、委託料が増えるところと少なくなるのとあると。それは算出基準ですから良いとしても、運営委員会の設置をなささい、それから、運営委員会が使用料を設定なささいという制度になるのかなと思います。そうなりますと、例えば使用料を取るということになれば、この集会所というのは地域に密着した施設でございますので、当然町内会の日々の活動の中で使います。例えば、役員会であるとか、いろいろな催し物に使うとか、あるいは地域の各種サークル活動のお母さん方が使うとか、それから専用の老人の憩いの家等を持っていない場合は、やはり地域の集会所を使うことになると。現実になっております。ですから、そういったものについても、この運営委員会が料金を定めて、使用料を徴収しなければならないのか。仮にそうした場合に、やはりその施設そのものの利用率の低下というような部分が危惧されるのではないのかなということ、まず1点お尋ねします。

それと、この施設の中で放課後児童クラブという事業を行っています。例えば4番目の虹が原コミュニティセンターでございますけれども、年間210日開設しております。今度この児童クラブ、これは後で出てくるのでしょうけれども、児童クラブは現時点では自治会が委託して自治会が運営しているという形になっております。新市になった場合は直営方式になる。直営方式になった場合、使用料というものは1時間当たり上限1,200円ですよね。そうした場合、運営委員会が定めた使用料金は1時間1,200円ですよ。児童クラブが使う場合でも1時間1,200円ですよ。それを1日5時間、年間200日だと、掛けていったら120万。120万というお金がこの運営委員会に入ってくるのですか。このきまりからいきますと、現実にそうですよね。その辺をきっちりこの場で確認させていただきたいのですけれども。

田岡会長：現実にはそういうふうにはならないのですよ。いろいろ仕組みがあるものですから。同様な使い方をしている市内の集会所もあるのですけれども。

専門部会（伊藤）：それでは、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

委託料の多いところ少ないところ、運営委員会の使用料の設置ということでございますけれども、運営委員会につきましては、先ほどの街路灯組合と同様に、柔軟に運営委員会自体は対応したいというふうに考えてございます。使用料等につきましては、市でも上限1,200円という設定はしてございますけれども、1,200円よりも下回っております。ただ、市の施設と同様に減免という措置もございまして、減免は、町内会と密着している、町内会活動の場合など、運営委員会等で検討してもらえればと思っております。

また、先ほど最後に言いました放課後児童クラブにつきましても、運営委員会の中で検討してもらいたいと思います。状況はまだわかっておりませんが、放課後児童クラブ等を会館でやりたいという意向のところもございまして、それらを踏まえて、料金は無料という形ではないと思いますが、市内の会館等

で、1,200円という上限いっぱいというところはないというのが現状でございます。

田岡会長：阿部委員、わかりましたか。

どうぞ。

福沢委員：会館使用の部分での基本的な市なり村の考え方をお聞かせ願いたいと思います。議論していく中で、どうもこういうとらえ方が、間違っているのなら違うよと言っただければいいのですけれども、石狩市は利用者負担、結局利用することの対価だよということで、利用した人に負担をもらうのが原則ですという形の条例のつくり方といたしますか、利用のさせ方をしている。どの施設についてもですね。だから、学校開放事業についてもお金を取りますよという条例もあると聞いています。

うちの場合は、確かに公共の施設ですから、条例で定めてこういう料金体系にはなっておりますけれども、大きくは地域村民の福祉向上という部分を含めて、最初からこういう団体なり、こういう使い方であれば、村長の許可なく、条例の中でお金を払わなくていいのだよというつくり方に基本的になっていると思っているわけですが、それを一律石狩市に今また合わせなさいよと、こういうスタイルですから聞くわけですが、その部分、基本的な考え方をまずお聞かせ願いたい。

田岡会長：これは石狩市というより、私の考え方も含めて少し基本的なお話をさせていただきたいと思います。まず、低負担・高福祉、低負担、高い公共の利益を求めてきた日本の社会というのは、経済の発展と同時にそのことを、非常に脆弱だったそういう公共サービス機能から、少しずつ高まる段階でそういう要望があるというのはごくごく当たり前で、それにいかにこたえようとしたかが私どもの大きな仕事だというふうに理解をしておりました。

しかし、今日このように施設が整備し、機能がさまざまな選択の道を選ぶようになってきた段階で、1つは利益者と利益者ではない人全ての税金を使っていいかという議論は、今日さまざまなところで起きております。例えば1つの施設を特定の間人が使ったとしたときに、その者が使っている利益部分について、全く利益を受けていない納税者が絶えず負担するという仕組みは、やはり今日基本的に大いに議論をすべき段階に来ているのではないかというふうに思います。

それから、もう1つは、財政が豊かでなくなってきたこの時代にあって、財政規模とか、それからプライオリティーといいますかね、限られた予算の優先順位をつけていくのだと。福祉のため、統一、それから平等のためという思想のみで、現実に予算は運営しづらくなってきている状況も踏まえたときに、やはりそこところは、算術の仕方はいろいろありますけれども、施設のありようというものは利用者負担の原則という市民合意をある程度いただいて1年経過してきております。

そんな思いでありますので、当然これからの会館等を含めたさまざまなものについて、合併するとしたら、石狩方式を押しつけるのではなくて、石狩市とできるだけ同じ考えに立っていただきたいという、私の石狩市長としての思いはありますが、会長としては、やはりまた、それぞれの地域の意見を聞きながら調整していかないとだめだというふうに思っております。

そんな思いを3人で話しながら、幹事会を通してたたき案を提案させていただいております。個々の言い分はあります。恐らく厚田村長も浜益村長も言い分はありますが、ここに3つの自治体で出すとしたときに、基本的な考えのベースはご理解いただいているというふうに思っております。手法論とか仕上げ、具体的な取扱いの判断につきましては大いに議論をして、原案がやはり、これはどうもうまくいかないなと思ったら、それは素直に変えるべきではないかと思っておりますけれども、まず議論を重ねていければなと思っております。

神田委員：26ページの5、集会所管理の具体の取扱いの文章の関係で質問いたします。

石狩市の制度に合わせるということなのですから、87ページの現況調書を見ますと、集会所の管

理運営は から までありますけれども、その「以上の合計から使用料収入により調整し、委託料として支払う」ということがあります。石狩市の場合は、そういう会館の管理運営について、この「使用料収入により調整し、委託料として支払う」というこの1項目ありますけれども、これはやはりプラスマイナスゼロというような観点からこういうような文章表現をしているのかどうか。

それから、使用料についてですけれども、使用料の徴収は、建物はやはり公のものでありますから、公金として扱うのか、それとも私金として会館運営委員会の収入として扱うのか。それをどのようにしているのか。それから、料金の徴収は、やはり委託されたところの会館運営委員会が請求書を発行して収納しているのかどうか。それとも、やはり市の建物ですから、市の正式な請求書で公金として領収しているのかどうか。その点お聞きしたいと思います。

専門部会（伊藤）：それでは、私の方から委員の質問に答えさせていただきます。

まず、集会所の中の「使用料収入により調整」という欄でございますけれども、当然使用料収入というのは平準化されるというのが基本でしょうけれども、場合によって多いとき少ないときという形になるかと思えます。例えば使用料収入が経費よりも上回ったという場合は、激変緩和と同じような形で、そっくりその分を減額するというのではなくて、調整をさせてもらった上で委託料として計算させてもらっている。その幅としましては、10%以内の調整というふうな形で現在のところやっております。

次に、使用料の徴収に対する収納の取扱いというところでございますけれども、今回の委託における徴収事務についても、今の会館等につきましては契約の中に入っております。ですから、会館等でお預かりした収入につきましては、会館運営委員会のところの収入ということで取扱っております。

以上でございます。

田岡会長：よろしいですか。

どうぞ。

石橋委員：浜益村の石橋です。

会館の問題が出ましたけれども、私の自治会は122戸ありますけれども、そこに、このどこにも属さない会館があるのです。ニシン漁をしたころ、もう築51年から52年になると思うのですが、昭和28年に建てた、総坪数が100坪くらいの会館があります。したがって、今まで行政では、こういう立派な会館があるからと、例えば生活館であるとか、そういうものは一切建てませんでしたので、それを修繕しながら使っております。建っている土地が村有地なのです。大体200坪くらい使用しています。当然、村有地ですから、合併した場合は石狩市の市有地となるわけですがけれども、今までのいろいろな、石狩市に合わせるものとする、石狩市の制度に合わせるものとするのであれば、行政の建物ではないので、そういう場合に土地の賃貸料とか、そういうものが課せられるのかどうか。

それと、もう1つは、火葬場の管理の問題ですが、浜益村は該当なしとなっております。浜益村は自治会所有の火葬場が4カ所ほどあります。当然それも村有地に建っております。埋葬許可証は行政で出します。埋葬しましたという許可は自治会長が出します。それがないと遺骨をあっちこっち運ぶということではできませんので、それは出します。それも村有地に建っています。石狩市と合併すると石狩市の市有地になります。これらについても、今後ずっと無償のままでもいいのかどうか。石狩市の制度に合わせて土地の使用料というのかな、賃貸料というのか、そういうものを取ると。そういうことになるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

田岡会長：事務局・幹事会においては、今の前提といたしますか、その議論をまだしていないそうです。

私もよくその実態は知りませんが、石狩市の仕組みから考えると、基本的にこのケースにおいては賃貸料を取らないというケースが一般的な判断ではないかというふうに思っております。これも今日新

たにそういう問題点を提起させていただいたので、事務局でもう1回整理をさせていただきたいというふうに思います。

自治会運営の火葬場の件についてはどうですか。自治会運営の火葬場の、土地を無料にするのかという問題ですね。

専門部会（向井）：浜益村の住民福祉課長の向井と申します。

ただいまご説明ございました火葬場の関係でございますけれども、本村の場合の火葬場は法的な火葬場ではございません。したがって、今現在4つの自治会運営の火葬場がございます。村民の方が亡くなった場合につきましては、この火葬場を利用して行っている関係もございまして、実質用地について云々ということは、協議会といいますが、私どもが検討はしておりませんが、先ほど会長が申し上げましたように、公的な施設でございます。準じた施設でございますので、そのような対応が今後望ましいと考えております。

田岡会長：まさに減免規定を活かすところではないかと思っておりますけれどもね。責任ある答弁ではないですけれども、感想を申し上げるならそんなところだと思います。調整させていただきます。

はい、どうぞ。

長原委員：今議論されている会館の使用だとか、その他土地の使用だとかというのも、原則をどこに置くのかというのは大変大切な問題だと思うのです。先ほど田岡会長は利用者負担の原則だというお話もしています。しかし私は、その利用者負担の原則だけですべて押し切れるかということ、決してそうではないと思うのです。それぞれの施設にはそれぞれの設置した目的ですとか、例えば市民の健康を増進するためにスポーツが必要だと。そのためには場所の提供が公的に必要だろうと。個人が建てられませんから。そういう目的を持っているわけです。その目的に沿って市民が利用する際に、無料がいいのか、どの程度の負担が妥当なのかという問題はありますけれども、すべて利用者が負担するのが当たり前だという考えであれば、公共性とは何かと。それぞれの施設の目的、公共性を持って利用を促進するために建てた目的に、活動を阻害することにならないかと。そういう点も十分に考慮されることが、私はやっぱり必要な一つの視点だろうと思います。

田岡会長：全くそれと同じ説明をしたつもりですけれどもね。

長原委員：そうですか。そういった意味で先ほど出されておりました、厚田村で学童保育といいますが、放課後児童クラブでしょうか、そういった会館でやられている場合はどうするのかとか、ひとつひとつの事例についてやはり具体的に検証して、減免規定なり、例えば私どもの町内会ですと、町内会会館がありますが、町内会活動で利用する場合、それは無料ということを文章で規定をして、町内会で使う場合は無料にしていると。では全体として会館運営が成り立つかどうかと、こういう検討も必要ですよ。しかし、そういうことで成り立つという立場に立てば、町内会で利用する、それから市が検診だとかその他利用する場合、こういった場合は無料と、こういう規定を設けてやっているわけです。それは、会館運営に対する補助金などの見合いとの関係で、全体として年間の運営が成り立つかどうかということも、見合いも当然出てきますが、そういう中でひとつひとつ具体的に検討されるべきだと思いますが、できるだけ住民にとって、その目的が達成される、福祉が向上される、市民のいろいろな福祉の向上の目的が達成されるように、それを阻害しないということを基本に置いて料金についても検討されるべきというふうに私は思います。

田岡会長：今の長原委員の意見、ごもっともだと思います。基本的にそのとおりだと思います。ただ、私が言っているのは、利益を受けた者が基本的にその負担をするのだという原則論というのは、あくまでも原則論の1点で、公共の福祉論がそこに入ってきたときに、おのずから減免やさまざまな実態の中で運

嘗がされるというのは、もう当然のことでありまして、その点はお互い理解の中だと思っております。ただ、今のひとつひとつのシミュレーションをやらないといけないかということになると、それをやっていると2年でも3年でもかかってしまうわけですね。予算委員会のような形での個々の議論の採算性というものを論ずる、1つの例示を出して議論を発展的にするというのは可能だと思いますが、例えば、恐らく25の会館の中身、例えば厚田村で言うと8つの利用実態を補足しながら、経営の見通しを全部立てるのかというふうになると、それはやってやれない話ではないのでしょうかけれども、できるだけ希望に沿うような形での資料は提供するように努力をさせていただきます。

桐山委員：関連しまして。

会長の言われることはよくわかるのですが、今ご質問があったように、ちょっと聞きますと、運営委員会で成り立つのであれば、石狩市の場合は町内会とかそういう利用は無料ということもあるんだというようなことをちらっと今耳にしたのですが、厚田村は完全に成り立たないのですよね。そうしましたら、自治会の会合を持って、完全に有料だとすると、不公平な感じがしますし、実際不公平ですよね。何かの目的で、別なことで使用して使用料を払うというのはよくわかりますけれども、自治会のことからどうしようかなんて、この運営委員会をどうしようかなんて一生懸命相談しいいお金を払うなんていうのは、片方では成り立つから無料で、うちは完全に成り立たないと思うのですよ。そうしたら、お金を払い払いそのことを相談するなんていうのは、原則はわかりますけれども、すごい矛盾を感じます。

田岡会長：おっしゃっていることは本当によくわかります。恐らく具体的な取扱いの中についても、厚田村及び浜益村に会館運営委員会の設置を働きかけ、委託方式としたいという文章表現は、非常に流動性といえますか、時間をある程度持たせて、どうするかという議論も含めた原案なのですが、使用料については、運営委員会の中で実際的に経営が成り立つかどうかということ、モデルを数点挙げまして、しっかり検証させていただいて、次回の協議会の中でまたご説明をさせていただきたいと思えます。

すみません、ちょっと訂正させていただきます。

個々の会館ごとの経営ではなくて、厚田村の8つのグループ、浜益村の8つのグループのトータルの、そういう収支バランスがとれるかとれないかという計算をさせていただくということだそうです。1回計算させてみてくれませんか。次回まで検証してみます。

そのほかにございませんか。

はい、どうぞ。

岸本(正)委員：今議論されています各種集落のセンターとか、先ほども議論もしました街路灯の助成の関係なのですけれども、最初見たときにやはり、だんだん自治会の仕事が増えるのかなと。でも今の浜益村でやっている方式ですと、先ほどちょっと議論があったのですけれども、直営方式でやっていますが、それで何ら不自由ないんですよ、基本的に。かかった経費についても全部村で、仮に委員会組織をつくったといえども村で出しますよと。さっきの街路灯についても、街路灯組合を設置してもらいますけれども、村で出しますよと。ただその委員会だけがふえるだけで、果たして新市になって、そのような組織をつくらなければならなくなったときに、各自治会でそれだけの人数がいて、先ほど加納委員も言われましたけれども、うちでやっていけるのかなという気がするのですよね。

今まで役場が中心になって集会所の維持管理をやってきたことについても何ら不自由ないし、街路灯を含めて自治会の運営としてやってきたことに対しても、自治会では何ら問題もなかったし、それなのになぜ改めて、合併したら、石狩市がそういう方式でやっているから、それに右に倣って改めて委員会をつくらなければならないのかなと疑問に思うのですけれども、できれば石狩市でやっている組織を、改めてつくらなければならないということも含めて議論していただきたいなという気がいたします。

それが合併によって新たに地域の住民として担わなければならない役割であれば、またこれは議論は別ですけれども、従来そうやってずっと何ら問題なく運営してきたことに対して、新たに仕事が増えるという言葉が適切かどうか分かりませんが、そのようなことが果たしているのかなという疑問がわいております。

田岡会長：岸本（正）委員の率直な意見、そういう考え方がわいていくというのも素直に受けとめられるところがあるんですね。一方で、これはその反対側の議論として話をするわけではないのですが、やっぱり従来の方式どおりこれからもやっていけるなら、この場はないということも含めて、従来が是とするということもあると思いますし、それから、そういうものを1回この舞台上げて議論をして、やっぱり従来のやり方でいこうやという方法もあると思いますので、今の意見はやっぱり非常に大切な視点を持っていると思いますので、これらも含めて結論を出さなければならないなと思っております。

そのほかにございせんか。

（なしの声）

田岡会長：それでは、この件についてはこの程度で一応議論を終わらせていただきまして、さまざまな宿題もいただきました。そして、また説明することによって議論が深まると思いますので、協議第4号、5号につきましては、この程度で本日の議論は終わらせていただきまして、次に協議第6号、各種事務事業の取扱い（児童母子福祉関係）について協議をいたします。

事務局（江部）：協議第6号、協議項目26-3-7、各種事務事業の取扱い（児童母子福祉関係）についてご説明いたします。

主な内容を35ページからの個表で説明いたします。

1．関係団体（協議会等）につきましては、保育所・児童館・母子の自立等に関する協議会がありますが、新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとします。

2．附属機関等につきましては、石狩市に児童虐待防止対策連絡協議会がありますが、新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

3．補助金等につきましては、厚田村に児童クラブ特別対策助成金があり、児童クラブに対し助成を行っておりますが、放課後健全育成事業の実施方法を石狩市に合わせることで、事業の実施主体が、これまでの自治会から市の直営となり、厚田村における現行のサービスについても引き続き実施することが可能であることから、新市においては助成しないものとします。

36ページへ移り、4．出産祝金制度につきましては、過疎化、少子化対策のため2村において実施している現行制度については、合併後の新市での実施、または2村地域での現行制度の維持は、新市における一体性の確保や財政負担の観点から判断して困難であることから、地域事情を考慮し、合併時再編とします。再編の内容といたしましては、経過措置的な意味合いから、2村の地域において合併年度を含む3カ年度に限り、出生児につき5万円の支給を行うものとします。

37ページへ移り、5．児童母子関係事務につきましては、子育てに関する事業として、児童館運営事業、こども発達支援センター運営事業、地域子育て支援センター運営事業、こども相談センター家庭相談事業などがあり、これらについては新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

6．手当等給付事務につきましては、児童手当や児童扶養手当の給付など、法律に基づく事務であり、3市村の事務に差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

7．計画策定事務につきましては、3市村において事務内容に大きな差異がないことから、一体性を考

慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしします。

これらのことから、34ページに戻りまして、調整の内容は、「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、出産祝金制度については、合併時に再編するものとする。」としております。

以上、協議第6号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご意見をいただきたいと思ひます。

どうぞ。

越智委員：浜益村の越智と申します。

36ページでありますけれども、厚田・浜益両村の、形はちょっと違うのですけれども、いわゆる祝金ということですが、具体の取扱いを見れば石狩市では該当なしで、一体性の確保や負担の観点から困難である。したがって再編するというので、再編の内容としては3カ年で、これは内容的には、積み立てしてあるものを全部使ってしまうということだと思ひます。そうすると、これが事実上廃止というふうになるわけなのですが、浜益村の場合、条例の内容というのは、いわゆる少子化の対策の一環としてこれは設けたものであります。過去に、この3子目以降ということで50万円と。これも減額した形の中で条例改正の提案もされたこともありますけれども、これはいろいろな部分を削減しながらも守ってきたところでもあります。

これは、やはり地域的な状況もありまして、浜益村では絶対になかったらだめだということやってきたのですけれども、例えば小さい子供を持つお母さん方が、これを励みにしてまた頑張ってくる。それはそれでまた少子化の対策の一環ですから、それはそれでまた効果もあるのですけれども、やはり本旨というのはそういう経済支援というか、その辺だと思ひますよね。これを、例えば石狩市に当てはめていったらどういふふうになるのかということになれば、これはまた非常に厳しい状況になるかと思ひますけれども、これはやはり、この協議会上げてくるまでの段階で、例えば厚田村・浜益村も、合併した場合の地域の実情というものをどのように考えて審議されてきたのかということ、最初から詳しく聞きたいと、その辺ひとつ伺ひます。

清水事務局次長：事務局の清水でございます。私の方からお答えさせていただきます。

専門部会等で実はこの問題は決着がつかせませんでした。何回やりまして、いろいろやはり地域の特殊性という形、また石狩市との市民の感情等も踏まえまして、専門部会等では結論がつかず、調整困難ということで幹事会の中で取り上げて幾度も議論を重ねました。実を言いますと、幹事会の中でも非常にもめた、最ももめた事項の1つでございます。2村での地域の事情、それと過疎化、少子化対策、それから議会審議、それに合わせた地域住民との討論等、それを踏まえてこの政策が打たれてきたというのは非常に理解できるところでございます。ただし、それを新市全体として行っていくのは適切であろうかどうだろうかという、また、それが適当か、やっていけるかどうかという、そういった観点も、新市運営の観点も必要であろうと。そういったことが議論の大勢を占めておりました。

この合併時にそれをすっぱりやめるといふのは、これは忍びない。やはり地域の今までの経過という、施策の思いというものがある。それらも組み入れていかなければいけないということで、数度の議論、激論の末、言うなれば落としどころといひましょか、ここのところで手を考えて結ばなければ前に進めないという、苦渋の選択として出てきたところがこの案だということでご理解いただければうれしかんと思ひます。

越智委員：苦渋の選択ということですが、これは苦渋の選択でも何でもない、当たり前の話でしょう、これは。幹事会まで開いてこのような議論に終わるといふことは、これはもう全然なっていないというか、これは適切も何も、やっていけないからやめるといふことではないですか。だから、例えばこういう問題

を財政面だけで考えていいのか。例えば、浜益村だって厚田村だって、やっぱり1つの行政府として考えても、この形態というのはそんなに変わらないのですよ。だから、浜益村にいる人は浜益村での生活というものがあのですよ。そういう人のための、やはり経済支援ということも考えていただきたいということを行っているのですよ。

ですから、これをこのとおりやれということではなくて、幹事会まで上って話し合いをして、例えば、これに対する腹案といいますか、これをまるっきりなくした場合、では何でもってサポートするのかということも考えられたのですか。この辺。いかがですか。

田岡会長：この制度の腹案というのは、私自身まだ何も考えておりませんが、これもまた1つの方向として、いわゆる次世代育成法に基づく、従来の新エンゼルプランを含めて、子供たちに対する大変多様な多層な、さまざまな視点から、単に保育園がいわゆる子供対策ではないという議論も含めて、もちろん保育園の内容から、石狩市においては新しく7つ、8つの制度が打ち立てられます。これからは、幾ら幾らの制度をやるから子供を産むということではなくて、子育ての環境や、それからその親御さんたちがどう子供を育てていくのだと、自信を持ってどうするのだということを支援する仕組みを考えていて、それは合併したときに、石狩市のそういうさまざまな制度が厚田村・浜益村に広がるのだということ、よく説明しなければならないと思うのですね。

ですから、おっしゃることはわかるのですよ。ずっと人口が過疎化して、そしてこの50万円というものが1つの大きな歯どめの役割を果たしてきて、村民の中でも非常にウエートの高い期待感を持っているのだということもわかるのですが、財政面だけで判断しているわけではないのです。こういった仕組みというものが、今後とも日本の社会で続くかということ、私は続かないと思います。そして、続けてはいけなさとさえ個人的には思っています。浜益村の問題ではなくて一般論です。そういう中で、やっぱり同じく50万円を使うなら、福祉のさまざまな仕組みの中で使うべきではないかという思いはあります。地域やアイデンティティーの問題とは、ちょっと答えは違いますけれどもね。

越智委員：そういうことではなくて、やはりこの問題というのは、前にも乳幼児歯科医療費の助成のことと言った経過もあるのでありますが、そのときにたしか石狩市の池端委員ですか、言われたこともあるのですが、そういうことではなくて、地域エゴということではなくて、確かに難しい面はあるのだらうなというふうには思うのですけれども、例えばこういう協議会の場が上がってくる場合、3市村でもって財政規模がどれくらいになって、この事業をやるとしたらどれくらいになるのだらうかなというものも含めた中で我々に提示されればいいのですけれども、ただこれを見ただけでは、石狩市にはないからこれはだめなのだというふうにはしか見られないような気もするわけですよ。

ですから、田岡会長が言われたように、この使い道といいますか、そういう考え方も、これからどうあるべきかということももっと提示していただいて、この協議会の場ではやっぱり真剣な議論をするべきではないかなというふうには思うのですよ。

これ、余談になりますけれども、今回浜益村では住民投票条例の制定をめぐる直接請求があったのですが、これは議会としても、否決するのか賛成するのか、まだそこまではいっていないのですけれども、いずれ結論は出さなければならないのですけれどもね。やはり住民としては、こういう日常生活に面した問題というのは、非常に敏感だと思えるのですよ。ですから、例えば今日の協議会でこういうものがこのように確認されたということになれば、これは直接影響しますよ。いわゆる住民投票ですから。やはり、こういう政策的な部分をもっといろいろな資料を提示していただいて、やっぱりこういうものの取扱い、あり方というものを、もっと協議会の場で取扱ってほしいなと思うのですけれども。

これは、もう一回議論し直して、対案を出してどうのこうのということではなくて、もうちょっと考え

る部分があるのではないかなと思います。

田岡会長：例えば、偶然なので、ちょっと身近な例ですけれども、37ページを見ていただければと思います。

これ子供に関連した事業の一部なのですけれども、これを一目見ていただければ、大体その実態というのがおよそ想像できるというふうに思います。こういったさまざまな制度というものが、浜益村・厚田村において、場合によっては現実感がないペーパー上の制度になってしまっている可能性があります。子供に対してどうするかという問題と、現実には基金として残っている浜益地域が今までやってきた制度。浜益村のオリジナリティーというのは、現実には主義主張として成立するという問題もありますので、どうですか、この辺も含めてもう少し皆さんのご意見をいただければと思うのですけれども。

坪田委員、どうぞ。

坪田委員：今、会長が基金の話をしたのですけれども、学習会のときに、積んでいる基金、もう積んでしまっている基金はやるという話だったですね。ですから、積んでしまった基金については、小学校へ上がる時と中学校を卒業するときにやると。生まれたときに50万円の基金を積むのだというお話だったので、そちらはそういうふうにするのだろうかと思います。

それから、ただいまのご意見ですけれども、やはり公平ということを見ると、石狩市の子供を産む親の立場になりますと、とてもではないけれども理解できない。3年の経過措置であろうが、どうしてもなりませんよね。経済支援というようなお話がありましたけれども、では石狩市の若いお母さんたちが3人目を産むときに豊かといえば、そんなことはないですね。やはり、もらえるものならもらいたいということになります。

それから、1つの市となったときに、少子化・過疎化ということを考えていくときに、この地域だけを考えるわけではありませんよね。こっこの地域だけ、あっちの地域だけの過疎化・少子化を考えるのではなくて、全市で考えていくわけですから、例えば、勉強会でも話が出たのですけれども、生振だとか高岡は石狩市内でもどっちかという過疎化と少子化が進んでいます。では、ここで産めばもらえるのですかという、公平な立場に立っていただきたいかなと思います。

例えば、札幌市の定山溪の方で産めば5万円もらえますか。そういうことは絶対ないのですね。だから、今までの経緯は重々わかりますが、1つの市となったときにと考えたときは、全くこれは公平性がなくなるので、こういう3年間の経過措置云々なんてやると、余計いろいろなところでもめるし、浜益村も、何だ10分の1になったじゃないかともめますし、厚田村も半分かともめますし、石狩市は、私たちも5万円ちょうだいとなるのは当然ではないでしょうか。すごく苦渋の選択で、忍びないのでこうしたと言いますけれども、こんな案はないのではないかなと私は思います。

田岡会長：はい、わかりました。

池端さん、どうぞ。

池端委員：石狩市の池端です。

先ほど、この制度が人口減少の歯止めになっているかというところで、その事業効果と、その実態をお聞きしたいなという部分があったのです。まず、実際、存続するこの制度に対して、やっぱり適正な事業評価であったり、例えば事業効果がなければ、やはり次の段階を考えなくてはいけないのではないかなと、そのように考えています。

先ほど会長からも、石狩市にあるそれぞれの制度なんかのご紹介もありましたが、やっぱりこれからの少子化問題に関しては、もう次のステージに迫りつつあるのかなと。高齢化社会もそうでしょうが。その少子・高齢化も含めて、それが箱物がいいのかソフト事業がいいのか、もっともっと子育て支援というも

のに対して、地域が一体となった何か新たな施策というものの開発が今後望まれるという気がします。私は、この具体的取扱いの反対の立場として、考えをお話させていただきました。

田岡会長：どうぞ、堀委員。

堀委員：石狩市の堀と言います。

50万円のところで言うと、過疎化とか少子化対策に対してこういう政策しかとれなかったのかな。村の人口とかというのもあって、こういうことで対策を立ててきたのだというふうに感じ取るのですけれども、3年間の経過措置で5万円と。私はこの5万円というのは、新市になったときに、今石狩市で行われているそれぞれの子育て支援政策というのは、そのまま厚田村・浜益村に当てはまるとは思わないのですね。だから、その3年間の中で厚田村・浜益村に合った子育て支援策をつくっていくというのには、この3年間は必要なのかなと思います。

ただ、先ほどその5万円のところは、自分なりにそういうふうに納得はしていたのですが、今まで対象になった人たちに対しては、一括で50万円を支払うというようなお話も聞いていますので、そこら辺はどうなのかなと思います。このことを使って、きちりとした子育て支援策をつくっていくことは必要なのだと感じます。

それと、お聞きしましたら、このことはきっと後から出てくると思うのですが、小学校・中学校に入ったときの準要保護世帯というのが厚田村・浜益村はすごく少ないのです。裕福な家庭が多い。石狩市は実をいいますと25%なのです。ところが厚田村・浜益村は本当に少ないのです。だから、そういう制度をちゃんと利用する。本当に生活困窮の人に対しては、ちゃんと制度があるんだよということを知らせていくということが、また1つの方策なのかなというふうに私は考えています。

ですから、単純にお金を配る時代というのはもう終わって、本当にこれから何が大切なのかということを考えていったときに、お金で配るのではなくて、過疎化だとか少子化対策で、この地域に合ったものを考えていくということが必要なのだと思います。昔よく言ったらまきではないところを考えていかなければいけないのだと思います。それと、生活困窮者に対しては、学校入学時にそういう制度があるということをもっとちゃんと知らせて、制度を利用していくことが必要だと考えます。

加納委員：石狩市の加納です。

この合併協議会の前々回あたりで、これの協議をしていく中で5つの原則ということが再確認されたのですよね。その中で、先ほど越智委員からもお話がありましたけれども、浜益村の中学生までの歯科の助成のことについても大変議論をされまして、別の委員会まで設けました。その中で整理されたのは、この合併協議会の調整方法の一番根幹になる5つの原則をベースにしてしっかりやっていきたいと思いますということを再確認されて、それなりの承認をされた経過があったと思うのですよね。

今回のことについても、この5つの原則に照らし合わせたときに整合性が合うのか。これに照らし合わせて、今回のことがこのとおりでちゃんとなっておりますと説得力あるお答えが出せるのであれば私は構いません。けれども、この5原則に沿って出せないのであれば、これからさらにいろいろな協議が出てくるとは思いますけれども、また支障になっていくと思うのですよね。ですから、そういう意味では、例外的なものをつくるべきではないと思います。

田岡会長：はい、どうぞ。

福沢委員：ここまで来たので、根幹にかかわることを、またぶり返すようではすけれどもお聞きしたいと思います。

実は、私はこの問題というのは、それぞれの首長の判断といたしますが、姿勢が出なければおかしいと思います。でも、最初に私が、首長が色を出して、協議会というのはそういう形で、多少引っ張っていかれ

てもいいからすべきではないですかと言ったときに、この協議会の、この協議の案件の出し方としては、一切関わっておりませんと、こういう答弁でしたよね。そうすると、うちの10万円にしても、合併したら3年間5万円でもいいよというのは、だれが判断するのですか。幹事会までで終わっている。これを全部私どもが協議して、しょうがないでしょうと納得していったら、最後にしかるべきときにしかるべき判断をするという権限を持っているのは私たちですよと3人が言っているわけです。そうではないですか。

だから、私は合併協議会というのは、合併に向かって協議するのですよというのが大前提でないと、こういう難しい問題になってきたときにだれが判断するのですか。私どもがこれでいいよと言っても、最後の権限を持った人が色を出さない。その信念を出していないわけですから、どこまでやれば本当の審議をしたことになるのか。私はこういう疑問ですけれども、私だけでしょうか。

だから、うちの議会としても、端的にうちのことだけ言わせてもらいますけれども、これが、今の予定ではこの合併協議会というのは暦の上で17年4月1日から1つになることを前提に今でも進んでいってやる。そうすると、これがもしならなかったときに、うちの首長は向こう3年間5万円を出してやめるというのか、10万円をまだずっと続けるというのか、私ども全然わかっていないのですよ。首長の判断が入っていないのですと言われたら。私どもは幹事会、事務担当が全部やってきたのだからこれでいいでしょうという答えを出しても、最後に、議会も判断しますけれども、首長の判断もあると。こういう協議会が本当に協議会だろうかという気持ちを持っているのですけれども、私だけでしょうか。

だから、この協議について首長さん方の意見は入っているのですか、入っていないのですか、聞いておきます。

田岡会長：入っていません。これは協議会という組織ができ上がって、私がおの会長をやり、幹事会がある。ただし、現実の問題、この問題に首長が、流れの全体の中では最終的な判断というものは別な面にありますけれども、原案は原案で、あくまでも当協議会においてつくられている原案でありますから、それをまとめるのは、当事者能力を持っているのは唯一この協議会だけです。その原則はご理解いただいて法定協議会というのはスタートされているということを、ぜひご理解いただきたいと思います。これで3回目か4回目、同じことを申したのですが、首長の判断は、また当然違う場面で、出てくるときには出さねばならないと思っております。

今この、さまざまな今日まで9回やってきて、やってきた調整の内容をごらんになったときに、9回目で法定協議会のそのものの、今のご発言を私は封じる気はありませんけれども、その議論をもう1回テーブルに上げてやりますかということには、どうでしょうかね、なりますかね。それはならないと思うのですよ。ですから、おっしゃりたいことまでは、議事録から消すとかそういうことは全く考えておりませんけれども、不利な意見はどうぞおっしゃっていただければと思いますが、そのところだけは、誤解があったり考え方の違いがあったら当協議会の性格がゆがんでしまいますので、あえてお話をさせていただきたいと思います。

それでは、本文の方にちょっと入らせていただきたいと思いますけれども。

ちょっと興奮して、どこをしゃべったのか忘れてしまったのですけれども、どこでしたかな。

はい、どうぞ。

神田委員：36ページですけれども、再編するというところで、2村の地域において合併年度を含む3カ年度に限りということでも云々あります。5万円ということでもありますけれども、もしこれが活かされるということになれば大変ありがたいなと感じます。反面、石狩市の場合はこの制度がなかった。そうしたら、石狩市の場合は、その3カ年度の暫定措置ももらえない。これは余りにも不公平な措置ではないでしょうか。受給されない石狩市民は、もしこれが決定されたとしたら、納得するのでしょうか。これは石狩市も

財政的な面があるかと思えますけれども、やるのでしたら、3カ年度石狩市の市民も入れるか、それとも2村ともゼロにするか、このどちらかをとるのが本当ではないでしょうか。私はそういうふうに思います。

田岡会長：その他にご意見ございませんか。

いろいろな意見が本当に出ました。やっぱり地域の思い、それから制度が過渡期であるということ、それから制度の矛盾も出てきていますし、さまざまな議論が出てまいりました。実際幹事会を含めたり、それから3首長が集まっているいろいろな話し合いをする中でも、議論がまだ本当に成熟したかということ、成熟する段階ではなくて、協議会にいろいろな意見をまず聞いてみようという雰囲気もございます。それで事務局が思い余って妥協折衷案も出しているというのも現実だと思います。

それから、各小委員会も含めて、この議論もされていると思いますが、簡単に申します。本当にかいつまんで申しますと、この浜益村の制度を仮に進めると、石狩市から大いなる反応が出ると思います。それから、石狩市の考え方をすると、浜益村において非常に大いなる反応が出るという、極めて今回の合併の中で1つの象徴的な事案だと思います。したがって、今日の段階では、もう少し議論を重ねるということを取りまとめをさせていただきたいと思います。逆にどういう方法がいいのだということについて、この中間折衷案というものについても、さらなる議論を重ねさせていただければというふうに思いますが、今日のところは第1ラウンド、ワンステージだというふうに理解してもらいまして、ツーステージ目にもう1回結論に向けた議論をさせていただければと思いますが、そんなところでいかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なしの声)

田岡会長：よろしいですか。それでは、結論を本日は出さないで、次回に向けて、皆さんそれぞれ地域に帰り、関係する皆さんとよくご相談されて、次の法定協議会におきましてこの問題の結論を見出していければなというふうに思っております。

長原委員：どうでしょうね、幾つか次回ということにもなっていますし、天候も悪いようですから、いかがんなどところで時間的に切り上げたらどうですか、今日は。

田岡会長：そうですか。確かに予定はおおむね4時をめどですが、よろしいですか。

5. 閉 会

田岡会長：それでは、予定時間がまいりましたので、ここで今日のところは終わらせていただきます。

それで、全体論議であえて申し上げますが、どうでしょうか、いよいよこの手の議論がたくさん次から次と出てまいります。そして、制度論のほかに、実際に予算そのものといいますか、財源そのものの問題に触れる大きな問題も出てきますので、なかなか1回で結論が見つからないと思います。

それでは、直ちに結論が出ない事案がたくさんふえてきますので、次回からもう少し間隔を詰めるのと、時間をとるようにセッティングさせていただいて、議論をさせていただきたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

工藤事務局長：事務局から連絡をいたします。

次回、第10回合併協議会は3月30日、火曜日、石狩市の花川北コミュニティセンターで予定しております。よろしくお願いたします。

上記協議会の経過を記録し、その相違ないことを証すため、ここに署名する。

平成 年 月 日

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会長 田岡克介